

第2期

夢・未来・希望輝く 「舞鶴っ子」育成プラン

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2(2020)年3月

舞鶴市



はじめに

近年における少子化や人口減少の加速化は、社会や経済全般に大きな影響を及ぼしており、子どもを取り巻く環境につきましても、核家族化の進展や共働き家庭の増加、さらに地域のつながりの希薄化などにより大きく変化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが強く要請されています。

特に、家庭の子育て力の低下が大きな要因とされている児童虐待や新生児医療の進歩に伴う医療的ケアを必要とする子どもは増加の傾向にあり、「努力をしたくても、がんばりたくても、がんばれない」真に支援が必要な子どもとその家族に対して、しっかりと寄り添い、サポートしていくことが重要であると考えています。

また、高齢化が進行する中で、シニア世代がもつ豊富な能力や経験を子育ての分野でも活用いただける取り組みを推し進めていく必要があり、現在、放課後児童クラブや地域の子育て支援センターでの取り組みや様々なイベントで参画いただいているシニア世代の方々が生涯においてさらに活躍できる地域づくりを推進していくことも求められています。

このような全国的な状況やこれまで「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」(第1期)で取り組んできた成果・課題等を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とした、第2期計画を策定しました。

本計画では、子育て環境日本一をめざし、第1期計画の育てたい子ども像として掲げる「自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する『舞鶴っ子』」を継承するとともに、SDG'sの視点も盛り込みながら、行政によるサービスだけでなく、住民同士、地域、企業、関係団体など、あらゆる社会の担い手が連携し、協働する「共助・共生社会」により、持続可能な子育て環境や子どもの最善の利益が保障される地域社会を目指すこととしており、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり、熱心に議論をいただきました「舞鶴市子ども・若者支援会議」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

舞鶴市長 多々見良三

第2期 夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

【目次】

	ページ
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	4
4 計画の対象	4
第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境	5
1 人口動態	5
2 家庭・就労の状況	12
3 今後の人口の推移	17
第3章 「舞鶴っ子」育成の基本的な考え方	19
1 育てたい子ども像	19
2 政策目標・重点施策	20
3 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	21
第4章 施策の展開	23
1 施策の体系	23
2 子ども・子育て支援施策・サービスの展開	24
[施策1] 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上	24
[施策2] 子どもの健やかな育ちを支える支援	28
[施策3] 配慮が必要な子どもと家族等への支援	35
[施策4] 身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進	39
第5章 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について	42
1 確保等に関する目的	42
2 内容	43

(1) 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定	43
(2) 就労時間の下限設定	43
(3) 子育て支援事業	43
(4) 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進 に関する事項	63
第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の進行管理	65
2 行政の推進体制	66
3 地域における推進体制	66
(資料編) 参考資料	67
1 第1期計画の評価	67
2 舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	73
3 計画策定の体制・経過	75
4 用語説明	76

(注意)

文中の「※」印は用語を解説しています。

なお、同じページに2つ以上同一の用語がある場合は、「※」印を最初の用語にのみ表示しています。



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27(2015)年3月に「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」を策定し、「子どもの豊かな成長」、「親子で育つ喜びの子育て」、「家庭と地域が一体となって進める子育て」の3つを基本的な政策の方向として位置付けし、子ども・子育てに関する施策を実施してきたところです。

この間における本市の状況は、出生数の減少、転出者の増加、若年女性の減少などにより、全体の人口減少が続いています。また、これまで子育てを支えてきた家族や身近な地域におけるつながりが希薄化し、それに伴い、出産や子育てに負担や不安、孤立感を感じている親の増加、児童虐待を主とする相談対応件数の急増など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、本市における「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」が令和2(2020)年3月末で終了することから、国が進める子ども・子育てに関する各種施策や府が推進する「子育て環境日本一」の取り組みを踏まえつつ、子どもの健やかな育ちを支える支援を実施していくとともに、「子育ての第一義的責任を有する保護者が自己肯定感*を保ちながら子どもと向き合える環境の整備」、「医療的ケア児*や障害のある子どもや貧困家庭など真に支援が必要な方々への支援」、さらに「地域全体での0歳から18歳までの切れ目ない支援」など、これまで本市が取り組んできた施策を引き継ぎ、更に充実化を図るために、第2期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法*第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律*第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を包含する、本市の子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

なお、本計画は、舞鶴市教育振興大綱*、舞鶴市地域福祉計画*、舞鶴市健康増進計画*、舞鶴市障害者福祉計画・障害福祉計画*、舞鶴市男女共同参画計画*など、本市の他の計画に掲げられ実施されている各種施策等とも密接に関連していることから、関係する部署等とも連携を図りながら事業を推進していきます。

「次世代育成支援対策推進法*」

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

「子ども・子育て支援法*」

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

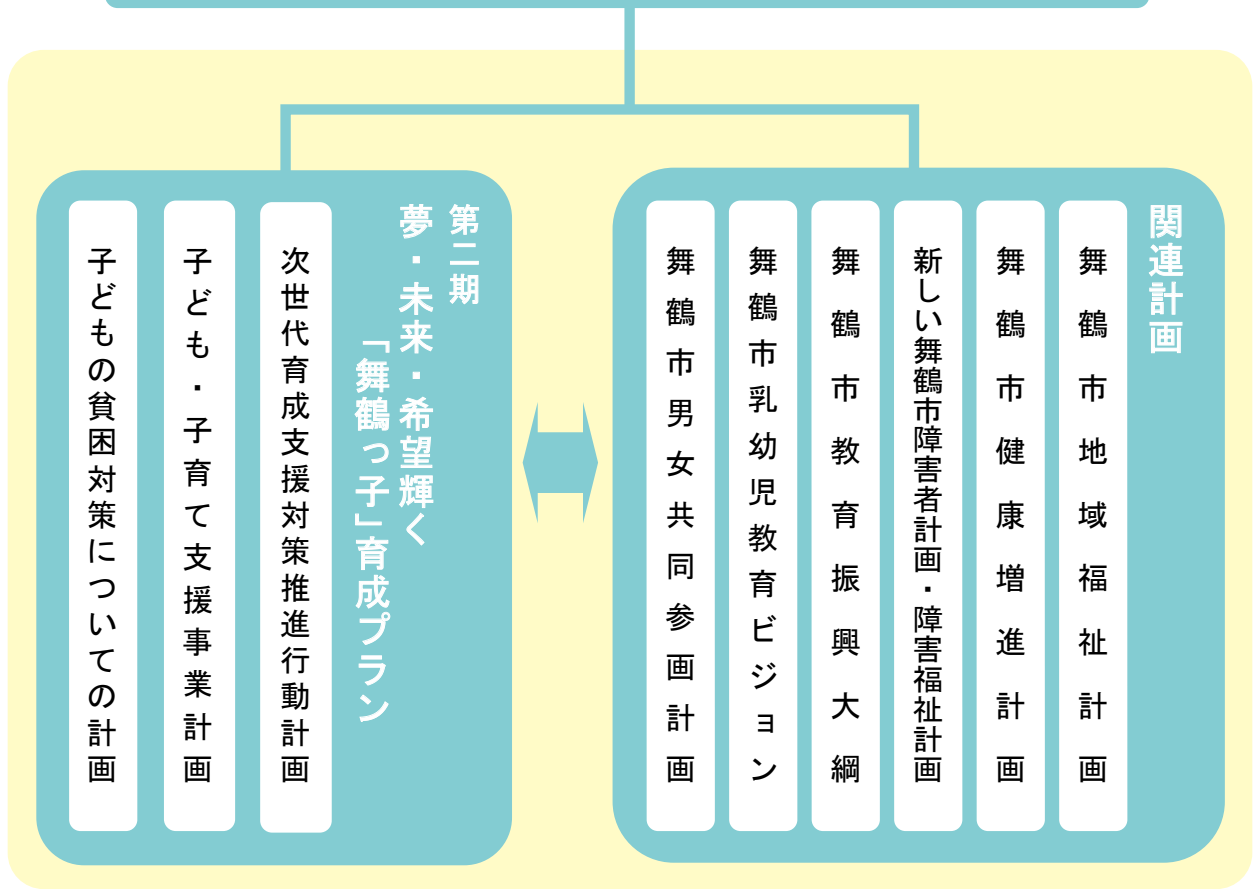
(都道府県計画等)

第9条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

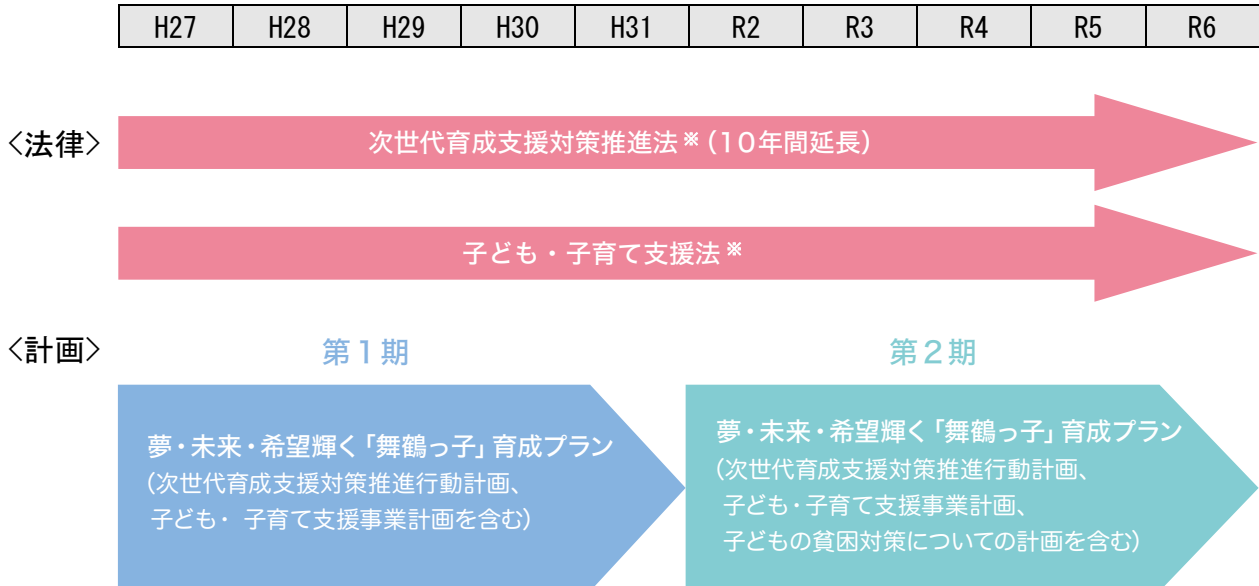
本市における他計画との位置付け

第7次舞鶴市総合計画※



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。



4 計画の対象

本計画の対象は、子ども、親、家族、身近な地域、教育・保育施設、行政機関、関係団体などを含むすべての市民・団体としています。

なお、この計画における「子ども」とは、おおむね18歳までとします。



第2章 舞鶴市の子どもや子育て家庭を取り巻く環境

1 人口動態

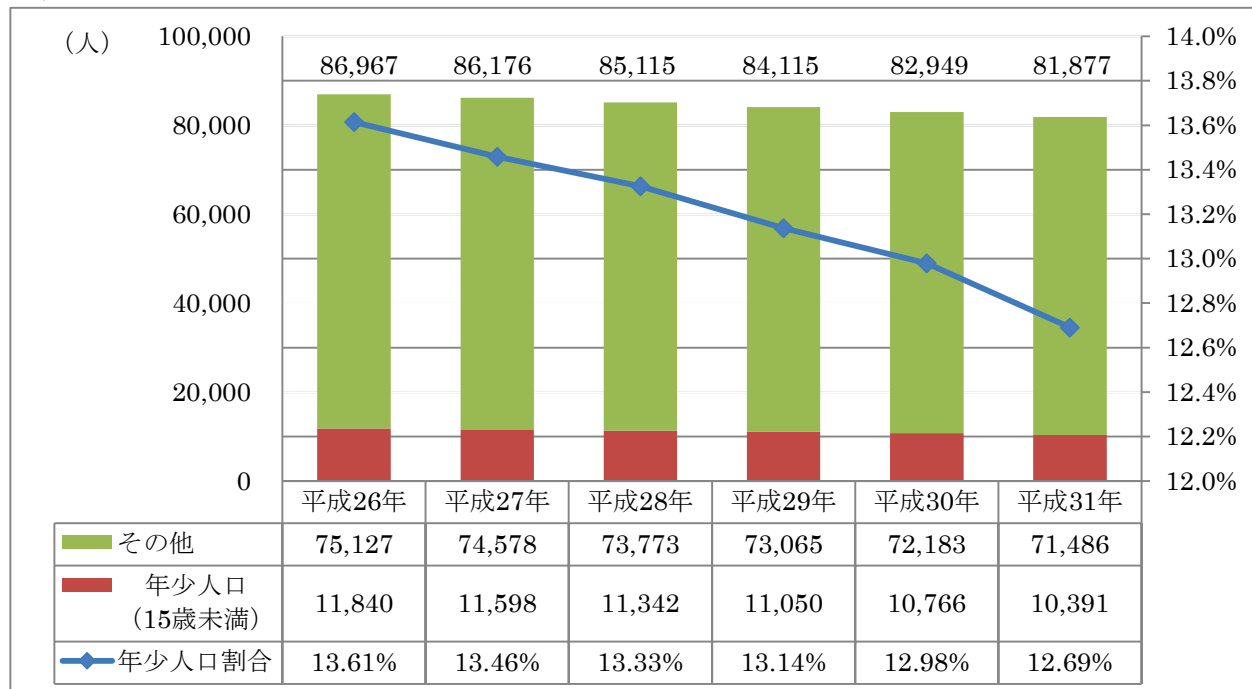
(1) 人口の状況

① 総人口と年少人口

本市の総人口は、平成26(2014)年4月の86,967人から平成31(2019)年4月には81,877人となっており、減少傾向で推移しています。

年少人口(15歳未満)も11,840人から10,391人に減少しており、総人口に占める年少人口割合は13.61%から12.69%となっています。

図表 1 : 総人口と年少人口の推移

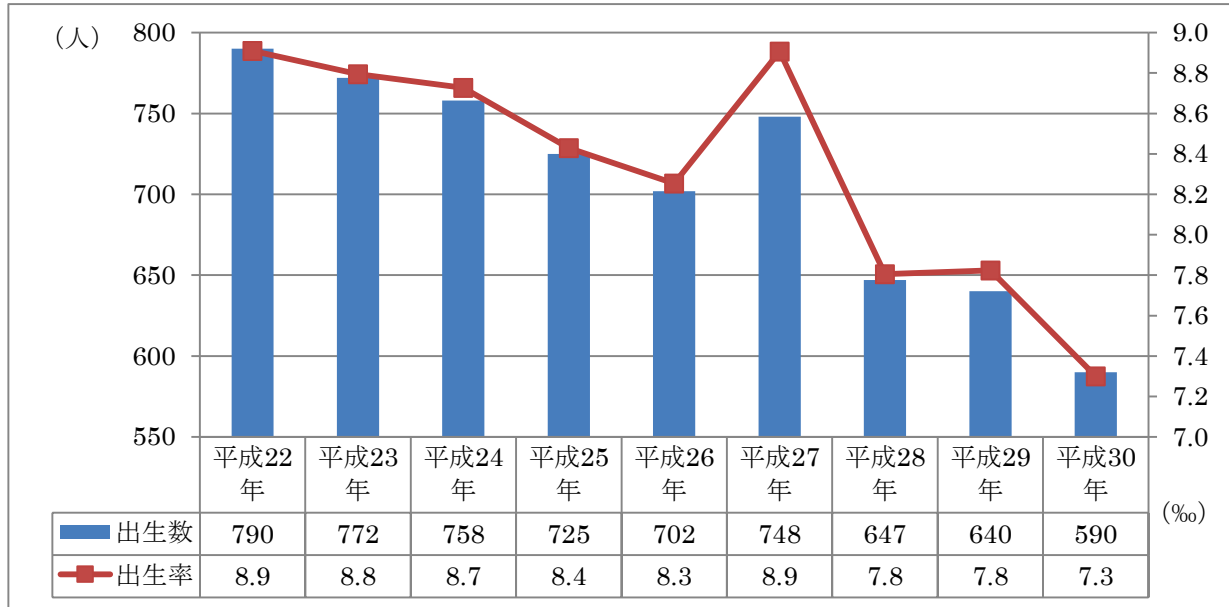


住民基本台帳(外国人含む)より
資料: 舞鶴市総務課(各年4月1日現在)

②出生数、出生率

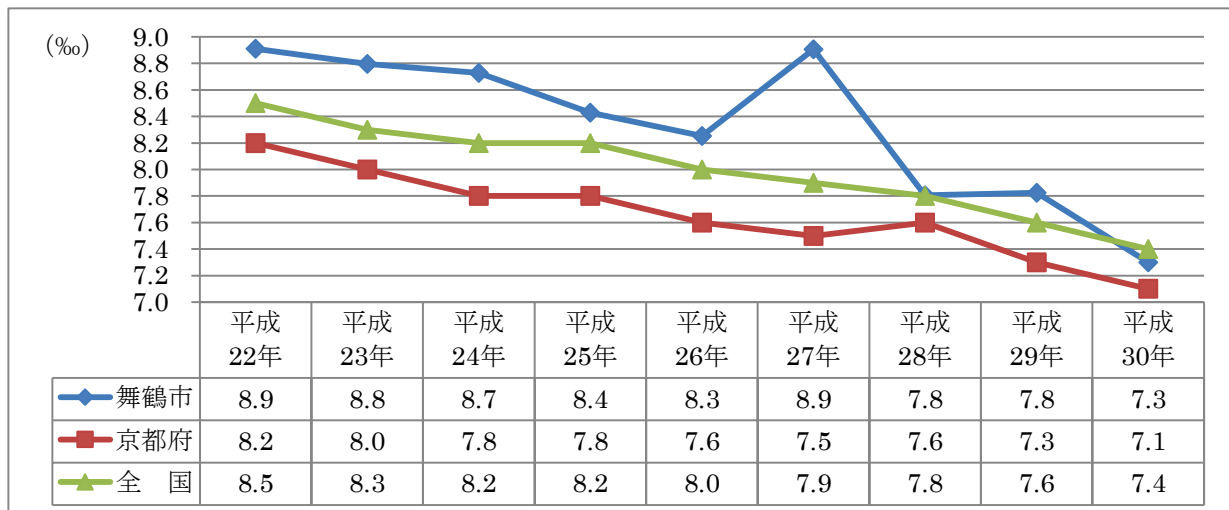
本市の出生数は、平成30（2018）年で 590人となり、平成22（2010）年と比較すると200人の減少となっています。また、出生率は、全国、京都府に比べて高い値で推移していましたが、平成30（2018）年は、全国を下回る結果となっています。

図表 2：出生数、出生率の推移



資料：人口動態調査，舞鶴市推計人口

図表 3：出生率の全国・府との比較

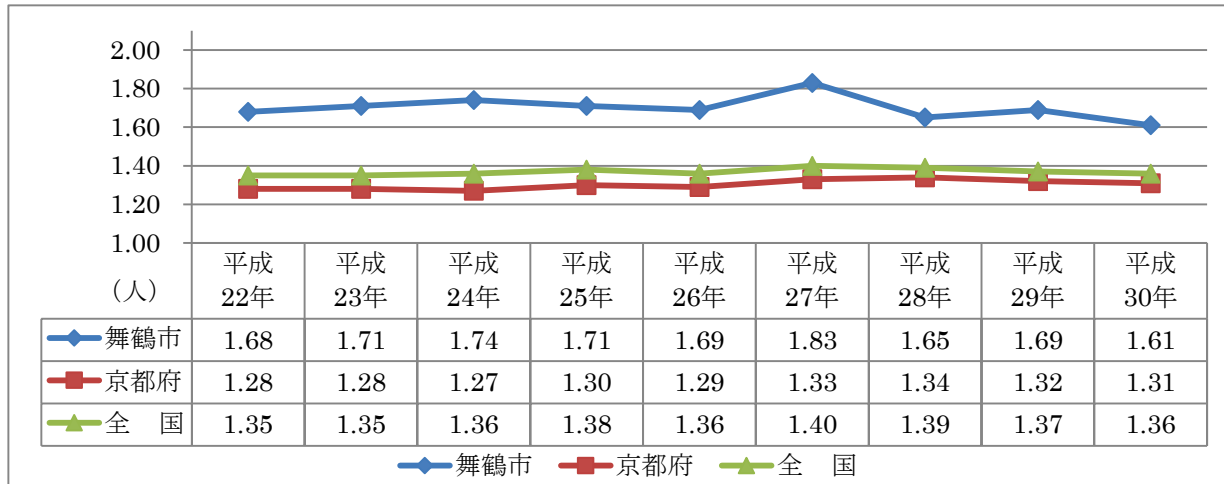


資料：人口動態調査，舞鶴市推計人口

③合計特殊出生率*

全国においては、平成22（2010）年以降横ばい傾向で推移しています。また本市においても、平成22（2010）年以降一時的に増加した年も見られますが、ほぼ横ばいとなっており、全国、京都府と比較すると高い値となっています。

図表 4：合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、人口動態調査

算出に用いる女性人口については、住民基本台帳に基づく日本人人口。

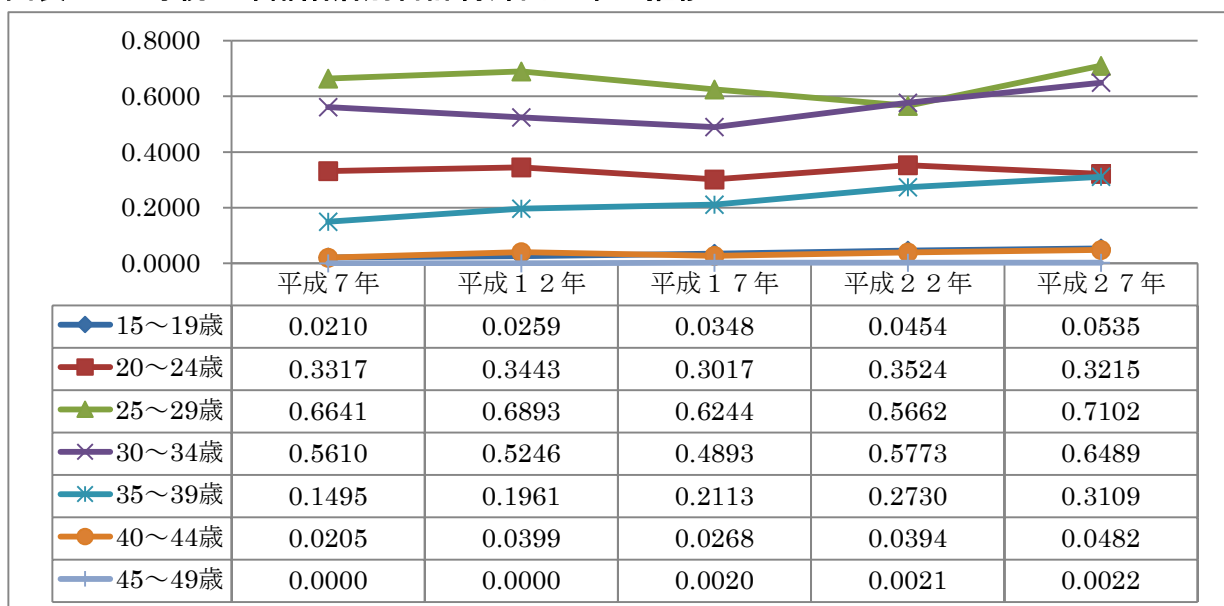
ただし、平成 25（2013）年以前は各年 3 月 31 日現在で、平成 26（2014）年より各年 1 月 1 日現在。

また、出生数のうち母親の年齢が不詳については除く。

④母親の年齢階層別合計特殊出生率

本市における年齢階層別の合計特殊出生率は、25～29 歳及び 30～34 歳が高い値となっています。また 35～39 歳の値が平成 7（1995）年に比べ約 2 倍に増加しています。

図表 5：母親の年齢階層別合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査、人口動態調査

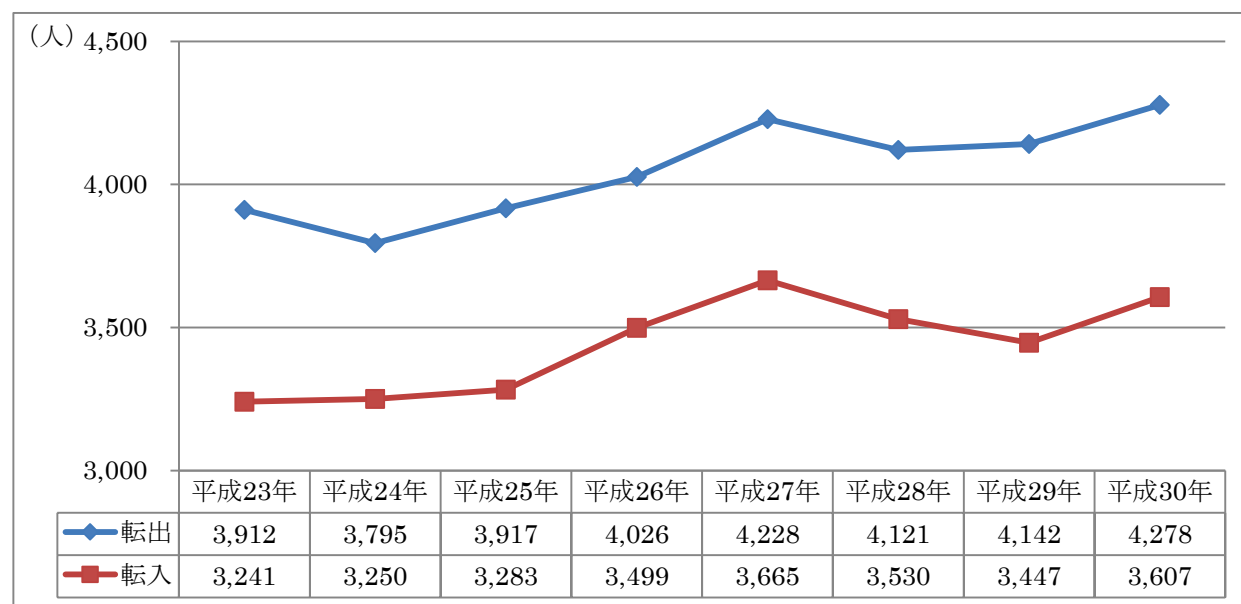
⑤転入と転出

転出者は平成24（2012）年以降増加傾向で推移していましたが、平成28（2016）年に一旦減少したあと再び増加してきています。

転入者は、平成23（2011）年から平成27（2015）年まではやや増加傾向で推移していましたが、平成28（2016）年と平成29（2017）年は減少、平成30（2018）年は増加となっています。

平成30（2018）年では転出者が4,278人、転入者が3,607人となっており、転出者数が転入者数を671人上回っています。

図表 6：転入と転出の推移



資料：舞鶴市統計書

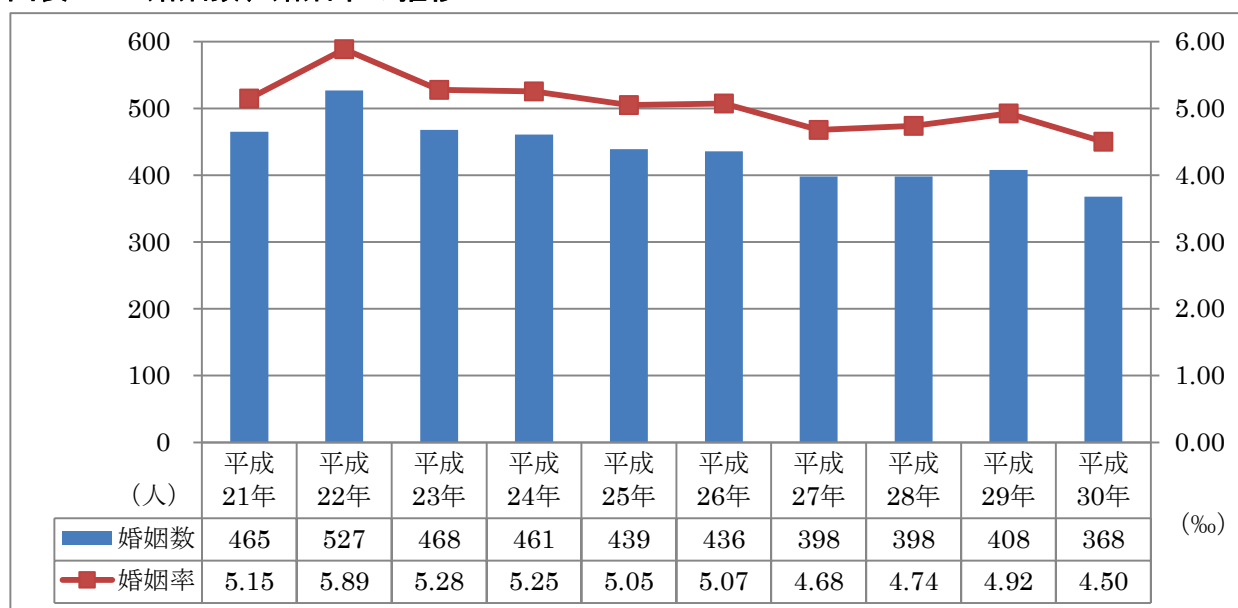
(2) 結婚・離婚の状況

① 婚姻・離婚

本市の婚姻数は、平成22（2010）年には527件となっていました。それ以降は減少若しくは横ばいで推移しており、平成30（2018）年は368件で、婚姻率は4.5‰（人口千人あたり）となっています。

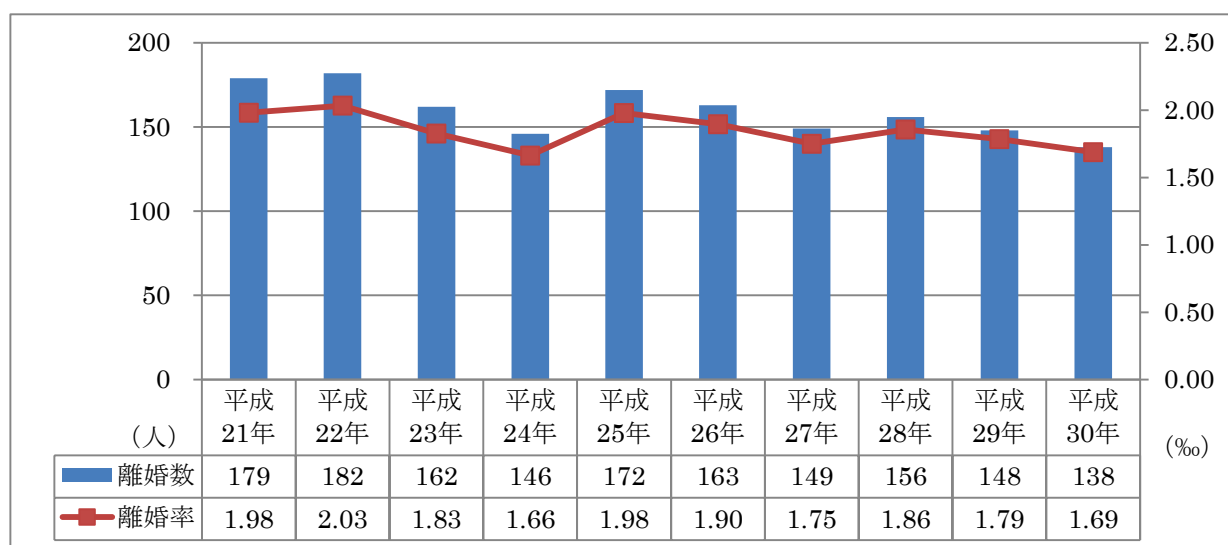
また、本市の離婚数は、平成22（2010）年から平成24（2012）年にかけて減少し、平成25（2013）年に一旦増加しましたが、平成26（2014）年以降はほぼ横ばいの状況となっています。平成30（2018）年の離婚率は、この10年で最も低かった平成24（2012）年と同程度の1.69‰（人口千人あたり）となっています。

図表 7：婚姻数、婚姻率の推移



資料：人口動態調査

図表 8：離婚数、離婚率の推移



資料：人口動態調査

②平均初婚年齢

平成22（2010）年の本市における夫婦の平均初婚年齢は、全国よりわずかに早く、京都府より男女ともに1歳ほど早い状況となっていました。平成29（2017）年においては、全体的に平均初婚年齢が遅くなってきていますが、男女とも全国、京都府より早い状況が続いています。

図表 9：夫妻の平均初婚年齢の推移

（単位：歳）

区分		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
舞鶴	男	30.2	30.3	29.9	29.9	30.4	30.2	30.8	30.5
	女	28.3	28.8	28.6	27.9	28.8	28.5	29.0	28.9
京都府	男	30.9	30.9	31.1	31.3	31.3	31.3	31.3	31.4
	女	29.2	29.3	29.5	29.6	29.7	29.7	29.6	29.8
全国	男	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
	女	28.8	29.0	29.2	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

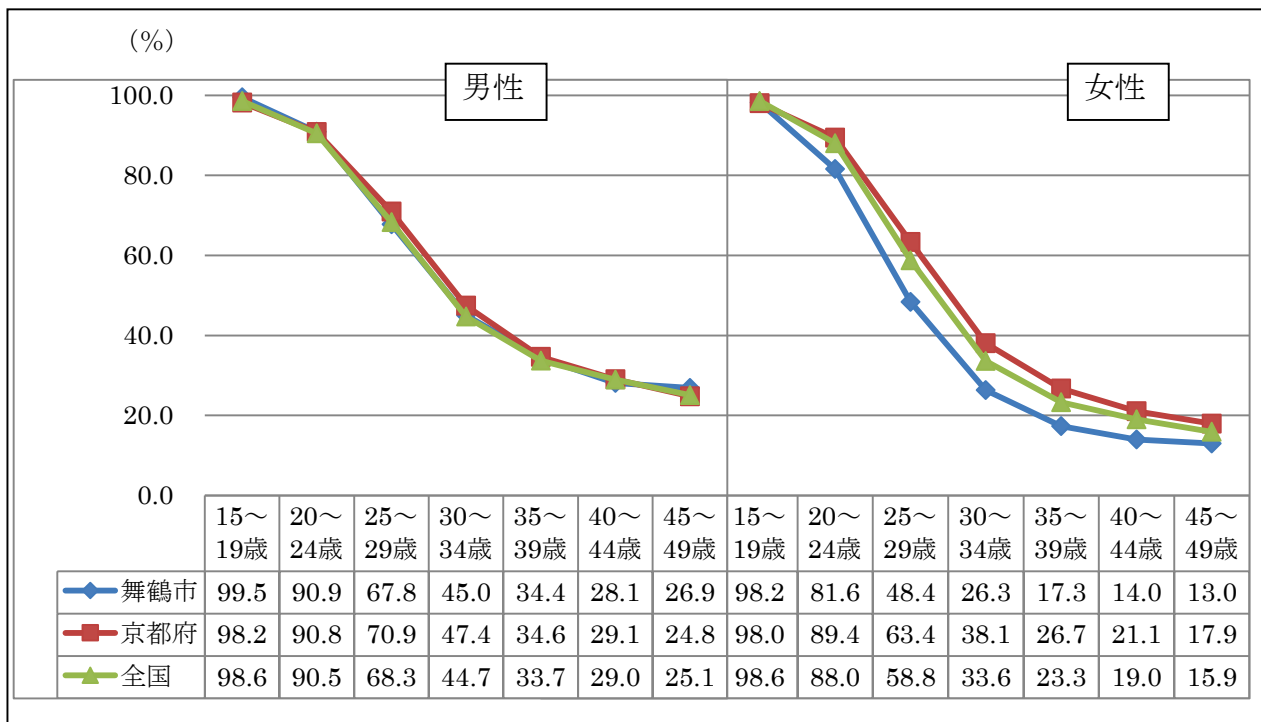
資料：人口動態調査

各年に同居し届け出たものについての集計

③未婚率

本市の平成27（2015）年時点の男性の未婚率は、30～34歳が 45.0%、35～39歳が 34.4%、女性の未婚率は、30～34歳が26.3%、35～39歳が17.3%となっており、全国、京都府との比較では、各年代において、男性は同程度、女性は低い水準となっています。

図表 10：未婚率の全国・府との比較

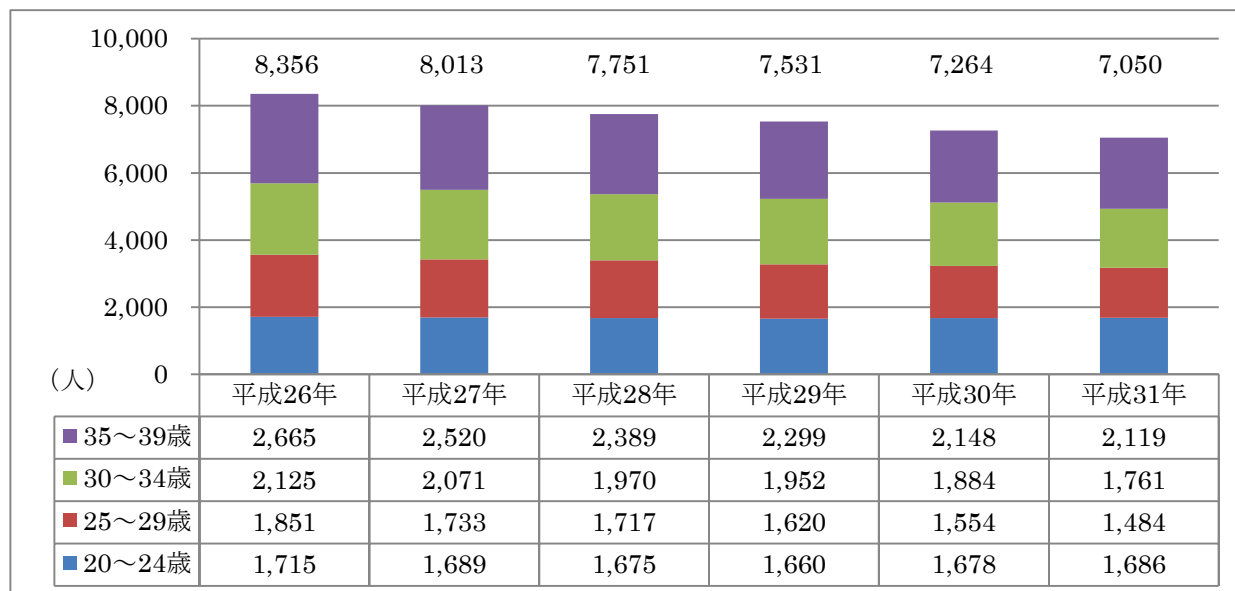


資料：国勢調査

④若年女性の人口

若年女性の人口については、各年代において年々減少してきており、平成26（2014）年と比較して、平成31（2019）年4月では、20～24歳が29人の減（▲1.7%）、25～29歳が367人の減（▲19.8%）、30～34歳が364人の減（▲17.1%）、35～39歳が546人の減（▲20.5%）となっており、全体では1,306人の減少となっています。

図表 11：若年女性の人口の推移



住民基本台帳（外国人含む）より
資料：舞鶴市総務課（各年4月1日現在）

2 家庭・就労の状況

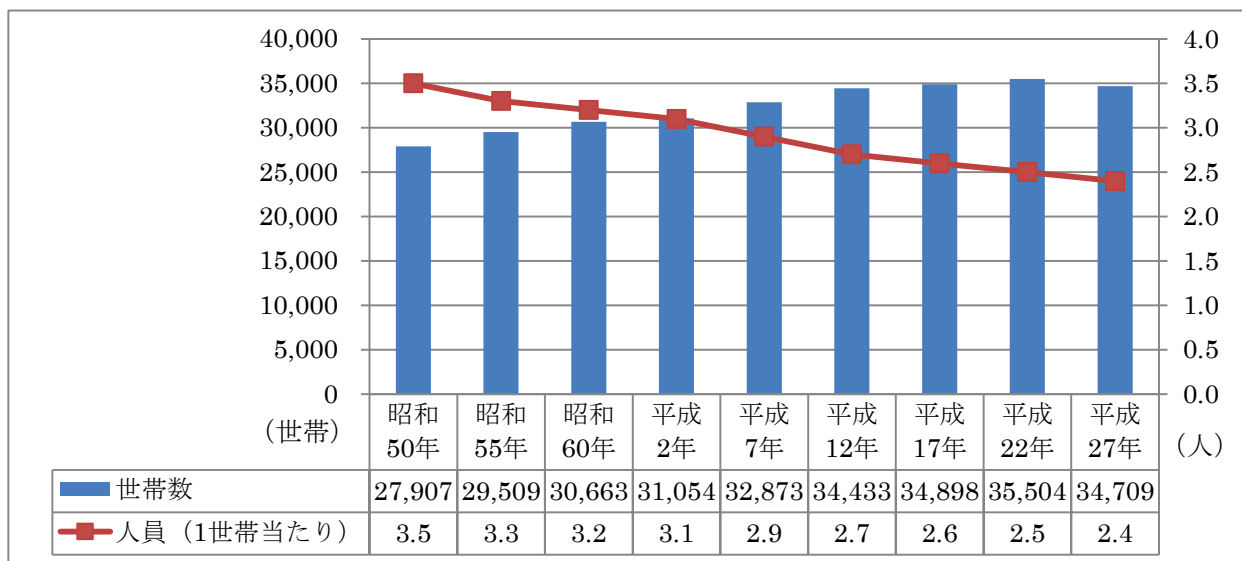
(1) 世帯の状況

①世帯数及び1世帯あたりの人員

本市の世帯数は、昭和50（1975）年以降、平成22（2010）年までは増加し続けていましたが、平成27（2015）年には34,709世帯となり、減少に転じております。

一方、1世帯あたり人員については、年々減少を続けており、平成27（2015）年には2.4人となっています。

図表 12：世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

②世帯構成

世帯総数、核家族世帯*ともに、増加を続けていましたが、核家族世帯は平成22（2010）年から、また世帯総数は平成27（2015）年から減少に転じております。

図表 13：世帯構成の推移

（単位：世帯）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯総数	30,932	32,628	33,941	34,551	35,395	34,619
核家族世帯	18,988	19,697	20,614	20,665	20,618	19,967
その他の親族世帯	6,086	5,588	4,931	4,414	3,735	3,088
三世代世帯	4,219	3,624	3,470	2,937	2,295	1,884

資料：国勢調査

③世帯の家族類型

平成27（2015）年では、親族世帯のうち、核家族世帯*は19,967世帯となっており、前回調査に比べて3.1%の減、その他の親族世帯は3,088世帯で同17.3%の減となっています。

また、単独世帯は4.4%増加して11,347世帯となり増加傾向にあります。

図表 14：世帯の家族類型の推移

（単位：世帯）

家族類型別	平成 22年	平成 27年	6歳未満	18歳未満
			親族のい る世帯	親族のい る世帯
総 数	35,395	34,619	3,157	7,763
A 親族世帯	24,353	23,055	3,148	7,713
I 核家族世帯	20,618	19,967	2,730	6,470
(1) 夫婦のみ	8,181	7,985		1
(2) 夫婦と子ども	9,234	8,784	2,577	5,578
(3) 男親と子ども	450	461	9	87
(4) 女親と子ども	2,753	2,737	144	804
II その他の親族世帯	3,735	3,088	418	1,243
(5) 夫婦と両親	203	121		
(6) 夫婦とひとり親	848	680		
(7) 夫婦、子どもと両親	500	390	115	305
(8) 夫婦、子どもとひとり親	1,036	830	103	406
(9) 夫婦と他の親族（親、子を含まない）	77	82	4	19
(10) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	281	257	72	197
(11) 夫婦、親と他の親族（子を含まない）	53	39	3	4
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	173	146	82	137
(13) 兄弟姉妹のみ	147	171		2
(14) 他に分類されない親族世帯	417	372	39	173
B 非親族世帯	175	194	9	28
C 単独世帯	10,867	11,347		22
世帯の家族類型「不詳」		23		

資料：国勢調査

(2) 就労の状況

①男女別の就業状況（15歳以上）

平成27（2015）年における15歳以上人口のうち、就業者は男性・女性合わせて39,926人で、男女別の就業率は、男性66.4%に対し、女性は44.4%となっており、少しずつですが、女性の就業率が上昇傾向となっています。

図表 15：男女別の就業状況の推移

（単位：人、%）

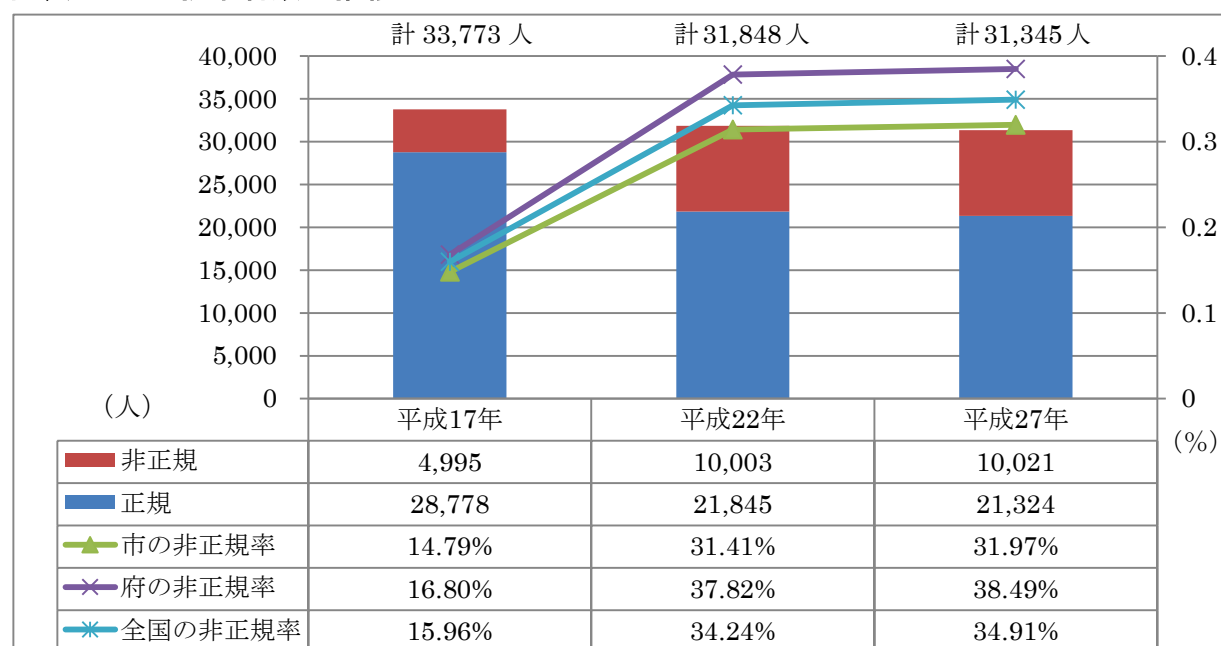
区分		総数 (A)	労働力人口（15歳以上）			非労働 力人口	就業率 (B/A)	備 考
			総数	就業者 (B)	完全失 業者			
平成22年	男性	37,940	27,044	25,547	1,497	9,231	67.3	不詳は 3,322人
	女性	38,186	17,240	16,563	677	19,289	43.3	
合計		76,126	44,284	42,110	2,174	28,520	55.3	
平成27年	男性	35,644	24,665	23,690	975	10,178	66.4	不詳は 1,584人
	女性	36,552	16,725	16,236	489	19,044	44.4	
合計		72,196	41,390	39,926	1,464	29,222	55.3	

資料：国勢調査

②就業者数

舞鶴市の平成27（2015）年における15歳以上の就業者数は31,345人で、正規雇用は21,324人、非正規雇用は10,021人となっています。なお非正規雇用は、平成17（2005）年に比べて約2倍に増加していますが、全国、府よりも割合は低くなっています。

図表 16：就業者数の推移



資料：国勢調査

③年齢別労働力率（女性）

平成27（2015）年の女性の労働力率は、京都府、全国と比較すると25～29歳、30～34歳で労働力率の割合が低くなっています。

図表 17：年齢別労働力率の推移と比較（平成 27（2015）年）（単位：％）

	舞鶴市				京都府	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	13.2	14.4	14.2	13.2	15.8	14.7
20～24 歳	75.1	75.1	73.6	74.9	63.3	69.5
25～29 歳	60.7	67.0	68.3	74.8	81.6	81.4
30～34 歳	51.6	58.8	64.6	68.2	74.5	73.5
35～39 歳	59.9	59.3	65.5	72.2	72.7	72.7
40～44 歳	59.1	70.5	69.7	76.7	75.2	76.0
45～49 歳	73.1	72.6	76.5	78.6	76.7	77.9
50～54 歳	58.9	69.4	73.1	78.6	75.2	76.2
55～59 歳	60.2	61.7	62.5	71.3	68.7	69.4
60～64 歳	38.5	40.8	47.3	52.3	51.4	52.1
65～69 歳	27.0	27.8	29.7	35.0	34.3	33.8
70～74 歳	20.3	18.5	19.2	21.3	20.9	19.9
75～79 歳	13.9	13.0	12.9	13.7	12.7	11.6
80～84 歳	8.2	8.4	8.5	8.1	7.3	6.2
85 歳以上	4.9	3.1	4.7	3.7	3.1	2.5

資料：国勢調査

労働力率＝労働力人口÷15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）×100（労働力状態不詳を労働力人口（分子）、15歳以上人口（分母）の双方に含めない）

④産業別就業者数

就業者を産業別にみると、第3次産業の就業者が最も多く、次いで第2次産業となっています。また年代別では40～49歳の就業者が最も多くなっています。

図表 18：産業別就業者数（平成 27（2015）年）（単位：人）

区分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	計
15 歳～19 歳	4	102	625	41	772
20 歳～29 歳	36	954	4,136	287	5,413
30 歳～39 歳	101	1,719	5,300	355	7,475
40 歳～49 歳	110	2,304	6,401	436	9,251
50 歳～59 歳	133	1,703	5,547	265	7,648
60 歳～64 歳	146	816	2,238	132	3,332
65 歳～	941	1,002	3,354	738	6,035
総 数	1,471	8,600	27,601	2,254	39,926

資料：国勢調査

⑤主要産業別の主な就労状況

本市の常住地別の就業者数をみると、第1次産業では自宅、第2次・第3次産業では自宅外の自市町村がそれぞれ最も多くなっています。

また、市内（自宅及び自宅外の自市町村）で働く人は、33,628人で全体の約84%を占め、多くの人が市内で働いている状況となっています。

図表 19：主要産業別の主な就労の場（平成 27（2015）年）

（単位：人）

区 分	総数	自宅	自宅外の 自市町村	府内他 市町村	他県	その他
総 数	39,926	3,948	29,680	3,095	1,632	1,571
第 1 次産業	1,471	1,014	403	36	8	10
農業	1,194	900	265	25	4	
林業	32	4	21	6	1	
漁業	245	110	117	5	3	10
第 2 次産業	8,600	619	6,051	1,048	767	115
鉱業、採石業、砂利採取業	8	2	5	1		
建設業	3,576	350	2,388	195	569	74
製造業	5,016	267	3,658	852	198	41
第 3 次産業	27,601	1,978	22,611	1,969	830	213
電気・ガス・熱供給・水道業	496		369	22	97	8
情報通信業	112	19	61	23	9	
運輸業、郵便業	1,617	37	1,212	255	91	22
卸売・小売業	5,525	625	4,317	406	124	53
金融・保険業	716	41	560	106	7	2
不動産業、物品賃貸業	421	79	297	23	16	6
学術研究、専門・技術サービス業	599	111	340	73	69	6
宿泊業、飲食サービス業	2,092	258	1,681	75	58	20
生活関連サービス業、娯楽業	1,171	301	769	61	25	15
教育、学習支援業	1,790	73	1,475	214	20	8
医療、福祉	5,126	181	4,545	286	90	24
複合サービス事業	413	4	312	88	6	3
サービス業（他に分類されないもの）	2,260	220	1,664	179	173	24
公務	5,263	29	5,009	158	45	22
分類不能の産業	2,254	337	615	42	27	1,233

資料：国勢調査

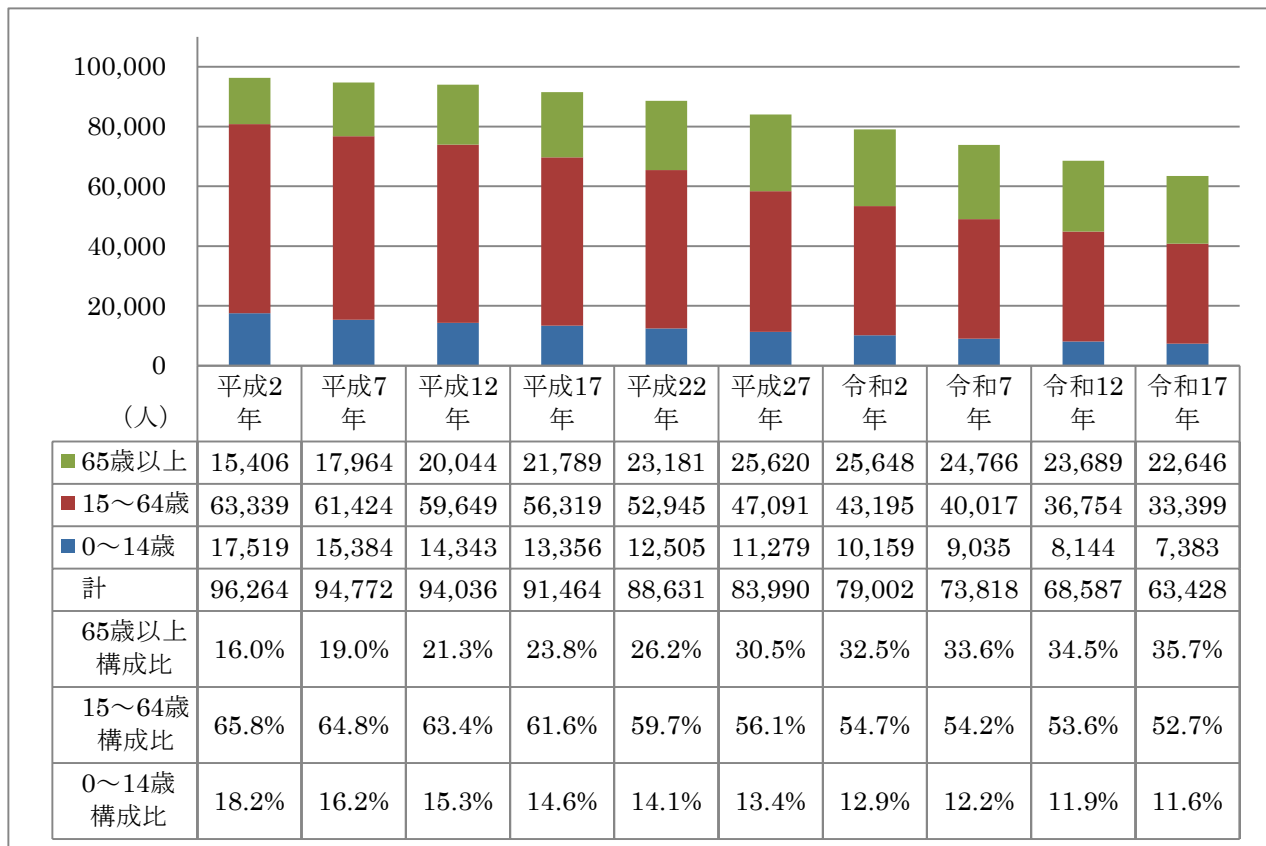
3 今後の人口の推移

(1) 人口の推計

舞鶴市の総人口は長期に渡り減少傾向にあり、令和2（2020）年には8万人を割る推計が出ています。

また年代別では、0～14歳の全体に占める割合が平成2（1990）年の18.2%から令和17（2035）年には、11.6%にまで減少する試算が出ており、一方で、65歳以上の割合は、平成2（1990）年に16.0%であったものが令和17（2035）年には35.7%まで上昇すると推計されています。

図表 20：人口の推計



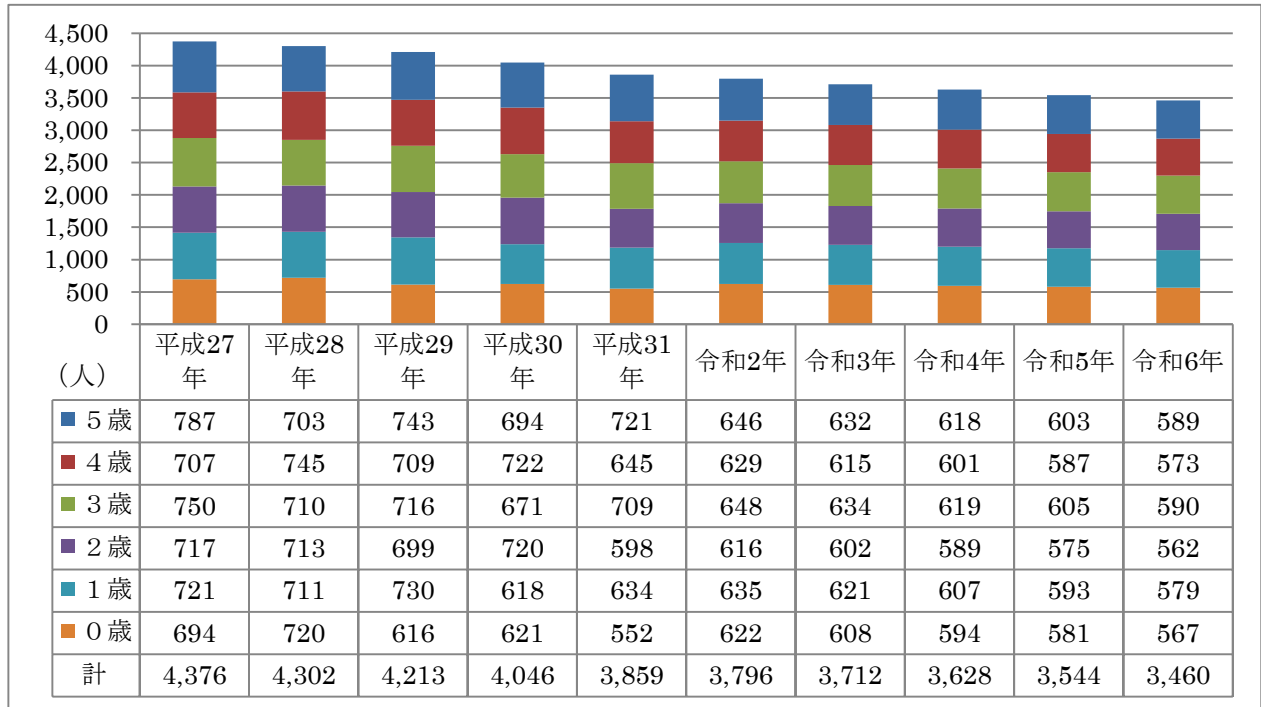
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 将来の児童・生徒の人口推計（就学前・小学生）

本市の就学前の児童数は、長期に渡り減少傾向にあり、平成31（2019）年4月に4千人を切って3,859人となりました。平成26（2014）年1月20日に国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づいて今後の人口推計を算出したところ、就学前の児童数は今後も減少傾向が続き、令和6（2024）年には3,460人まで減少する見込みとなっております。

また、小学生の児童数については、平成31（2019）年4月では4,278人となっており、就学前の児童数同様、今後も減少傾向が続き、令和6（2024）年には3,776人となる見込みとなっております。

図表 21 : 就学前の児童数の推移

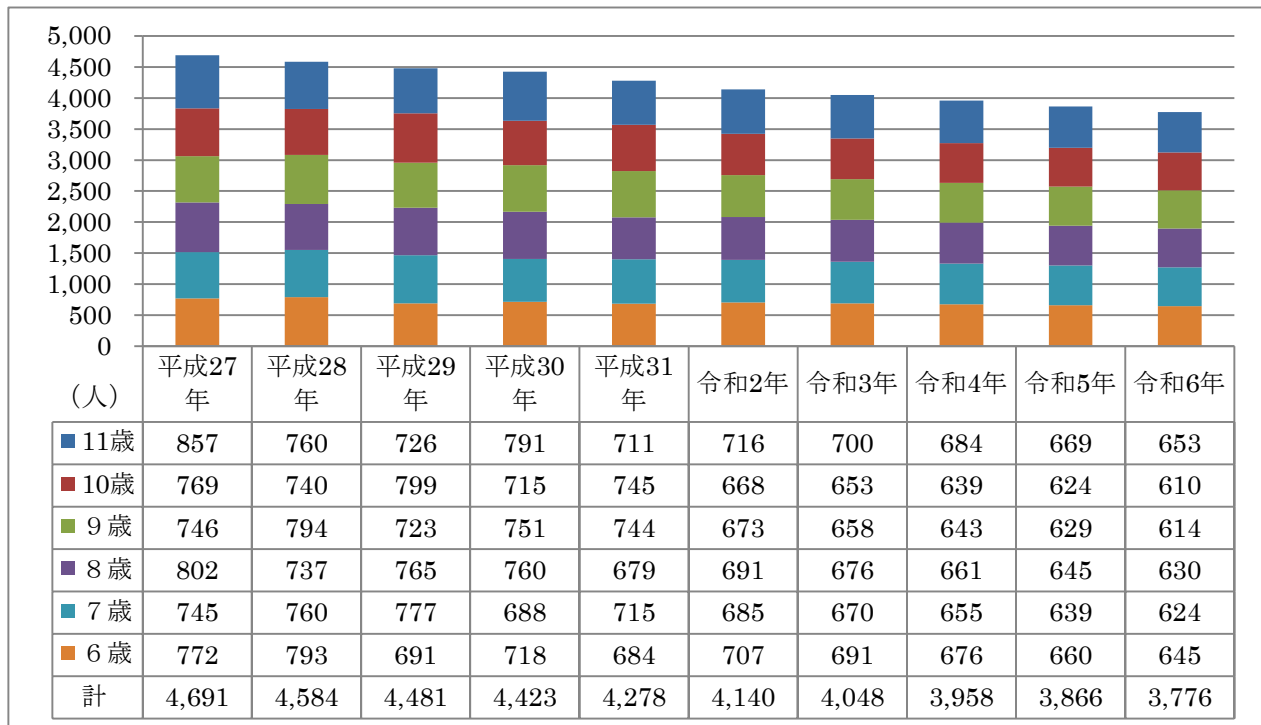


平成27(2015)年～平成31(2019)年は実績、令和2(2020)年～令和6(2024)年は推計

資料：実績は住民基本台帳(外国人含む)、舞鶴市総務課(各年4月1日現在)

推計は「子ども・子育て支援事業計画策定における「量の見込み」算出等の手引き」

図表 22 : 小学生の児童数の推移



平成27(2015)年～平成31(2019)年は実績、令和2(2020)年～令和6(2024)年は推計

資料：実績は住民基本台帳(外国人含む)、舞鶴市総務課(各年4月1日現在)

推計は「子ども・子育て支援事業計画策定における「量の見込み」算出等の手引き」



第3章 「舞鶴っ子」育成の基本的な考え方

子どもは、乳児期、幼児期、児童期、青年期と成長していく過程で、身体面や知的発達面に加え、親や家族、地域社会、保育所・幼稚園・認定こども園、学校といった様々な場において、人とのかかわりが広がっていく中で精神面や社会性を育んでいきます。

現代の少子化の急速な進行は、子ども同士の交流機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立を困難にするなど、子どもの成長に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

また、家庭や家族の形態の変化、親の就業の有無、個人のライフスタイルの多様化などにより、子どもたちが置かれている環境は大きく変化してきています。

このような子どもたちを取り巻く社会環境を十分かつ丁寧に考慮しつつ、「育てたい子ども像」を次のように定め、発達段階に応じた適切な対応と支援を、社会全体で取り組んでいくこととします。

1 育てたい子ども像

子どもは、限りない能力と様々な可能性を持っています。子どもはその良さや可能性を自分の中から見出し、その内在する力を発揮できる力も備えており、保護者をはじめ大人の、その子に応じた関わりにより、その良さや可能性を最大限に発揮できるようになります。

このため、まず、子ども自身が自分を愛し自分自身を認めること、そして、自分が大事にされ、愛される存在であることを実感することが必要です。

また、子どもは家族にとっても、地域にとってもかけがえのない存在で、未来をつくる力でもあります。子どもの育ちと子育てを支援することは、子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、舞鶴の未来をつくることにもつながります。

舞鶴で生まれ、育った子ども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性を發揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育て良かった」と地域への愛着がもてるような、そんな子どもを育てることを目指します。

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

2 政策目標・重点施策

<政策目標>

子どもの健やかで豊かな成長は、誰しもの願いであり、子どもの笑顔には、明日への希望と喜びが感じられます。

また、子育てにも、喜びと感動があります。子どもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなで一緒に取り組み、笑顔であふれるまちづくりを進めます。

子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

<重点施策>

1. 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメント*の向上
2. 子どもと健やかな育ちを支える支援
3. 配慮が必要な子どもと家族等への支援
4. 身近な地域での子育て支援・青少年*の成長支援の推進

3 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで 193 の国連加盟国の全会一致で採択されたものです。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性がある社会を目指すために我々が令和 12(2030)年までに達成すべき 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体目標) から構成された国際目標です。

第 2 期「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」では、国際的な目標とのスケールの差はあるものの、各施策の取り組みの方向性が SDGs と同じであることから、本計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成にも資するものと考えます。

また、舞鶴市が平成 31(2019)年度の「SDGs モデル都市」「SDGs モデル事業」に選定されたことも踏まえ、行政によるサービスだけでなく、住民同士、地域、企業、関係団体など、あらゆる社会の担い手が連携し協働する「共助・共生社会」により、持続可能な子育て環境や、子どもの最善の利益が保障される地域社会を目指します。



本計画の重点施策とSDGsの関係(主な貢献項目)

1. 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメント*の向上



3. 配慮が必要な子どもと保護者等への支援



2. 子どもの健やかな育ちを支える支援



4. 身近な地域での子育て支援・青少年*の成長支援の推進





第4章 施策の展開

1 施策の体系

施策の推進にあたっては、「親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメント*の向上」、「子どもの健やかな育ちを支える支援」、「配慮が必要な子どもと保護者等への支援」、「身近な地域での子育て支援・青少年*の成長支援の推進」の4つを重点施策として、それぞれに目標・方向性を定めて、事業を展開していくこととします。

育てたい子ども像



自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴つ子」

政策目標

子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

重点施策

- ① 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上
- ② 子どもの健やかな育ちを支える支援
- ③ 配慮が必要な子どもと家族等への支援
- ④ 身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進

目標・方向性

- 1 家庭の子育て力の向上
- 2 情報発信・提供、相談体制
- 3 共生型の子育て支援
- 1 母子の心身の健康の保持・増進
- 2 妊娠期、出産前後の支援
- 3 乳幼児教育の充実
- 4 生きる力を育む教育の推進
- 5 発達段階に応じた支援
- 6 多様な子育てニーズへの対応と充実
- 1 医療的ケア児や障害のある子どもへの支援
- 2 虐待対応、DV被害に対する支援
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 子どもの貧困問題に対する施策の推進
- 1 地域の子育て支援ネットワークの充実
- 2 安全で安心な地域づくりの推進
- 3 青少年の成長支援の推進
- 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

2 子ども・子育て支援施策・サービスの展開

[施策1] 親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感*を保ちながら、子どもと向き合える環境を整えます。

児童期や成人・壮年期、高齢期など、様々な年代の子育て力を高め、地域全体で、子どもの育ちを支える取り組みを進めます。

(1) 家庭の子育て力の向上

子どもにとっての家庭は、生まれてから初めて自分以外の人と出会い、集団で暮らす場であるとともに、将来にわたって安心できる居場所であり、より広い世界で他者と関わりながら、自己の力を発揮していくことを支える場です。

また、そこで育まれる愛着の形成*は、子どもの人間に対する信頼感を育み、その後の心の発達や人間関係に大きく影響し、子どもの社会性の発達に重要な役割を持つと同時に、子育てを通じて親自身も成長・成熟し、親と子が相互に育ち合っていきます。

しかし、近年は核家族化、地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変化し、ライフスタイルが多様化する中、子育てに対する負担や不安、孤立感の増加など、子どもや家庭をとりまく環境にも様々な課題が生じ、子育ち、子育てに対する家庭の力が低下していると言われています。

「安心できる居場所」、「愛情や信頼関係の育成」、「社会・ルールの基礎を学ぶ」といった子どもの育ちを支える上で重要な家庭の役割をもう一度見つめ直し、親になる前の小・中・高校生の段階から、また親になってからも子育てに対する学びの機会の充実、親同士の交流の場の提供などに取り組んでいきます。

～主な取り組みの方向～

□子育ての交流の場の提供

親子の交流や相談、情報提供、講座等を実施し、子育て不安を軽減し前向きに子育てできるよう支援するとともに、子どもとの基本的な関わり方などについて学ぶ機会を提供します。

□親子の育ちの支援

地域子育て支援拠点*などにおいて、乳幼児期に大切にしたい親子の基本的な関わり方等について学べる機会を提供します。また子育て交流施設「あそびあむ」では、子どもたちとその保護者に、あそびを通して主体性や創造性、社会性などを育み、豊かな育ちを支える取り組みを行うとともに、父親の利用が多い特徴を活かし、父親の子育て力の向上も図ります。

□次世代へのアプローチ

中学校や高校、高等教育機関において、学生・生徒と乳幼児を持つ親とのふれあい交流を実施し、命の大切さに気づいたり、乳幼児との具体的な関わり方を学ぶ機会を地域子育て支援拠点*を中心に保健所・学校など関係機関と協働で取り組みます。

□PTA講演会や親のための応援塾等による啓発活動の充実

親の子育て力の向上につながるPTA主催の講演会や親同士の交流の場などの機会を提供します。

(2) 情報発信・提供、相談体制

①情報発信・提供

本市では、求められる支援やサービスが多様化する中で、「母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）での子育て情報の提供」、「子育て支援サービス等をまとめた『子育て応援ブック』や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等でのチラシの配布」、「地域子育て応援情報サイト『そよかぜネット・まいたん』や舞鶴市ホームページの活用」など、これまでからさまざまな形で、子ども・子育てを応援するための情報を発信・提供してきました。

利用いただいている方々には、概ね好評をいただいているところですが、一方で「支援や制度の存在を知らない」、「インターネットで調べても情報が出てこなかったり古かったりする」、「情報をひとまとめにしてほしい」といった声もいただいております。

最近では、スマートフォン向けの育児・子育てアプリ、SNSによる悩み相談など、新たな子育て支援策が始まりつつあり、これらツールの活用も含め、必要な情報発信・提供の方策を研究していきます。

～主な取り組みの方向～

□子育て情報発信・提供の充実

地域子育て応援情報サイト「そよかぜネットまいたん」のスマートフォン対応化など利用しやすく分かりやすい情報の発信・提供に努めます。

□顔の見える情報提供・相談体制の充実

子育てに負担や不安、孤立感を感じている親に対し、SNSなどからの情報収集だけでなく、顔の見える関係の中で情報を得たり相談出来たりする関係づくりに努めます。

□外国籍市民の支援

外国籍の子どもの教育・保育の機会を保障するとともに、保護者にもわかりやすい情報提供等の支援を実施し、安心して生活できるように取り組みます。

②相談体制

少子化の進行により、若い世代においては、「日常生活の中で乳幼児と接する」、「兄弟姉妹で下の子の面倒を見る」ことなどを経験しないまま、親になる人が増えています。そのため、子育てをしても子どもにどう接して良いかわからず、悩みや不安を抱える「親の子育ての孤立化」が課題となっています。

こうした悩みや不安の多くは、子どもの発達に関することや子育てのイライラ、気分の落ち込み、子育てに対する家族内での意見の食い違いなど、なかなか他の人に話せない内容もあることから、潜在化したケースも増えており、親と子の交流や相談支援の場の利用促進を図るとともに、関係機関や支援者が家庭を訪問し相談業務を行うアウトリーチ*型の寄り添い支援が重要となってきています。

このような中、子どもなんでも相談窓口や地域子育て支援拠点*での子育てに関する相談件数は増加傾向にあり、また相談内容も困難化・複雑多様化してきていることから、相談者のニーズに応え、相談して良かったと満足していただけるような相談体制の充実強化を図るとともに、関係機関の情報共有と連携により「気になる家庭」の早期把握に努め、訪問等による専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク*業務を推進していきます。

～主な取り組みの方向～

□孤立しがちな家庭へのアプローチ

子育てに不安感を持ちながらも一人で悩んだり、交流の場を知っていても出られないなど、社会と関わりを持ちにくい親に対して、地域子育て支援拠点が「出張ひろば」や「家庭訪問」のアウトリーチ事業を行い、地域社会と繋がるきっかけづくりに取り組みます。

□妊娠期からのアプローチ

「これまで赤ちゃんに触れたことがない」、「近くに頼れる人がない」等、産後に不安を抱える妊婦も多いことから、地域子育て支援拠点が、子どものいる暮らしをイメージできたり、何でも聴いたり、頼ることのできる存在になれるよう妊産婦と繋がるきっかけづくりに取り組みます。

□支援が必要と認められる家庭へのアプローチ

子どもなんでも相談窓口や地域子育て支援拠点、保育施設、教育機関等の情報共有と連携により、養育支援が必要と認められる家庭の早期把握に努め、相談対応や家庭訪問等を行いながら、家庭のニーズに応え、安心して子育てできるよう支援に取り組みます。

(3) 共生型の子育て支援～“孤育て”から皆で支える“子育て”へ～

身近な地域や同近居親族による子育てサポート、地域ぐるみでの子どもの見守りなど、子育て家庭が“孤育て”とならないような支援が求められています。

親の子育て力を高めるのと同時に、社会におけるあらゆる担い手が子ども・子育て支援を課題として捉え、それぞれの立場で役割を担い、地域や様々な社会資源と連携・協働しながら、社会全体で支えることが重要です。

近年、地域のシニア世代（定年前後の男性や女性）の社会参加が注目され、子育ての分野でも大切な担い手となっていることから、さらにシニアの趣味や特技、知識を生かした放課後児童クラブや地域子育て支援拠点*、ファミリーサポートセンター等、様々な子育て支援の現場で活躍できる機会の創出、活動の充実に努めていきます。

また、「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によれば、就学前の子どもを持つ保護者は子育ての情報にホームページ、フェイスブック、ツイッターを使用する割合が高く、地域コミュニティではなく、インターネットコミュニティを相談の場として活用する傾向があります。

子育て支援において、血縁や地縁、ボランティア・市民活動などの「縁」や住民同士の助け合いの「気持ち」といった“共助”と、ICT*とのベストマッチングを図る中で、持続可能な社会づくりに向けた「新たな支え合いと連帯による子育て支援の体制」について研究していきます。

～主な取り組みの方向～

□シニア世代の参加機会の促進

地域のシニア世代が子育てを担うことが社会参加の一つとして捉え、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるとともに、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

□中・高校生、高等教育機関の学生の支援

学生・生徒が子育ての喜びや命の尊さ、家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考えるための学習の機会を創出するとともに、子どもに関わる仕事に就きたいと思ってもらえるような職業体験の場を提供するなど、子育て支援の取り組みに関わる機会の創出・充実に努めます。

□共助とICTの取り組みの研究

「子育ての困ったことを誰かに依頼したい人」と、「空き時間を活用して支援をしたい人」をつなぐICTを活用した“子育ての地域共助の仕組み”について、ファミリーサポートセンターの活動や、舞鶴版 Society5.0 for SDGs*の取り組みとの連携を図りながら、そのあり方について研究します。

[施策2] 子どもの健やかな育ちを支える支援

心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、さらに相談支援体制を充実し、子どもの育ちを支える関係機関・団体とともに、教育・保育等の質の向上を図り、発達段階に応じた豊かな成長を育みます。

また親のニーズを踏まえつつ、子どもの育ちと、その育ちを支える周辺環境も丁寧に把握する中で、適切な子育てサービスを提供します。

(1) 母子の心身の健康の保持・増進

①保健・福祉の連携支援

乳幼児期は食事や歯磨き、睡眠といった基本的な生活習慣を身につけ、家族や身近な大人と愛着形成*を築きながら情緒の安定や信頼感を育み、社会性の基礎を身につけていく大切な時期です。

また、親は子どもの心身の成長や発達、疾病やアレルギーなどに不安や悩みを抱えながら子育てしているため、健康管理や保健指導を行い早期支援につながる乳幼児健診や各種母子保健教室、訪問支援、情報提供等に取り組むとともに、心身の不調や育児不安を抱える親に寄り添いながら、子どもの健やかな成長・発達が促されるよう関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援体制と、適切な子育て支援サービスの充実を図ります。

～主な取り組みの方向～

□乳幼児健康診査

3か月・10か月・1歳6か月・3歳児健康診査を実施し、子どもの心身の発育や育児状況、予防接種の接種状況等を把握し、子育て支援や児童虐待未然防止の観点からも安心して子育てできるよう支援します。

□予防接種

感染症を予防し、健康を保持増進するために、麻しん・風しん・BCGなどの定期予防接種を実施するとともに接種率向上にむけて勧奨に努めます。

□育児相談・訪問指導

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が、保健センターで月1回の育児健康相談や、随時の電話相談を行っています。また、健診の未受診や、経過観察が必要な乳幼児を対象に訪問指導を実施し、必要により医療機関や保育所等の関係機関とともに継続的な支援を実施します。

□歯科保健

子どものむし歯予防や食育*を目的に、1歳6か月・3歳児健康診査および2歳児むし歯予防教室で歯科健診とブラッシング指導、フッ素塗布を実施します。また、幼稚園や保育所等ではブラッシング指導やフッ化物洗口、学校では歯科保健指導等を実施し、乳幼児期から学童期まで切れ目なく継続的に支援します。

□食育*

妊娠期から乳幼児期を通して、乳幼児健診や教室等の場で各成長・発達段階に応じた食事を順調に進められるよう指導します。また、栄養バランスの整った食習慣の確立を支援します。

②適切な医療を受けるための支援

多くの親が子どもの体調不良や急病時等の対応に不安を抱えており、小児救急医療へのニーズは高い状況にあります。

そのため、夜間に子どものことが心配になった場合に利用できる電話相談をはじめ、子どもが病気のときの適切な対応等についての情報提供に努めていきます。

また、妊娠や出産に関する悩みや不安をもつ人が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不妊・不育に関する医療費の自己負担の一部助成、子育て支援医療費助成など、親と子が適切に医療を受けるための支援を実施します。

～主な取り組みの方向～

□医療に係る情報提供

夜間の医療機関への受診の判断などに役立てていただくための小児救急電話相談（#8000）、医療機関の診療科目や診療時間・所在地などを掲載した「お医者さんマップ」の作成、子どもの急病への対処法を紹介するリーフレット「こんな時どうするの？子どもの急病への対処法」の作成等により、上手な医療機関のかかり方について啓発に努めます。

また、通常の診療時間内での受診の啓発を図るとともに、日常的な診療や日頃の健康管理等を行ってくれる身近なお医者さんである「かかりつけ医」を持つことの大切さなどについての啓発に努めます。

□医療費の助成

不妊・不育に関する医療費と中学生までの入院・通院に係る医療費の助成を行います。

（２）妊娠期、出産前後の支援

望まない妊娠や強い育児不安、核家族化の進展による孤立した育児など、妊娠・出産期に起こりやすい問題へ対応することは児童虐待防止の観点からも重要であることから、支援を要する妊婦を早期に把握し、継続的な支援に努めます。

現在も妊婦健診や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」などにより、相談支援に努めているところであり、妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援により、安心して子どもを産み育てられるよう、子ども家庭総合支援拠点*の機能強化などによる相談支援体制の充実を図り、行政、地域、関係機関、子育て団体等が一体となり、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを進めます。

～主な取り組みの方向～

□妊産婦の健康診査

妊産婦の健康管理や健診費用の負担軽減のため、「妊婦健康診査」「産婦健康診査」および「妊産婦歯科健康診査」の受診券を交付します。また必要に応じて医療機関と連携し、家庭訪問や産後ケア事業*の利用など、早期支援に努めます。

□育児準備教室

「妊婦教室」では食事指導や試食、歯科保健指導、また「もうすぐパパママ教室」では抱っこの仕方や沐浴*実習、妊婦体験など実践や体験を通して出産後の生活をイメージすることにより、育児に対する不安軽減に努めます。また妊婦だけでなくパートナーも一緒に参加することで父になる自覚を高め、家族のサポートを得ながら子育てできるように支援します。

□相談および訪問支援

保健師や助産師等が電話や訪問支援等を実施し、妊婦や産婦、新生児・未熟児をもつ親に対して助言や指導を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して継続的に支援します。また、妊娠を希望する女性や妊婦・産婦などが電話や来所にて相談できるよう「助産師相談日」を設け、妊娠から出産、子育て期までの不安軽減に努めます。

(3) 乳幼児教育の充実

テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等を使って一人で遊ぶことが増える一方、川遊びや虫捕り、鬼ごっこといった身体を使って友達と集団遊びすることが減少し、運動能力の低下や年齢に応じた社会性の発達の未熟さが指摘されています。

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、「日中よく遊ぶ場所はどこか？」という質問において、平成25(2013)年と比べ、自宅で遊ぶ割合が高くなる一方で、友達との遊びや、公園や近所の広場で遊ぶ割合が減少し、人と人との関わり、社会性が育みにくい傾向にあります。

このような状況を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園等においては、本市の豊かな自然の中で、子どもを主体とした遊びや生活、体験、様々な人とのつながりを通して「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」の「主体的に取り組む子ども」「自分も友達も大切に子ども」「意欲的に遊ぶ子ども」の3つの育てたい子ども像を目指し、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい力、安心感、信頼感、自己肯定感*等の育てたいこころの育成に取り組みます。

また、「舞鶴市教育振興大綱*」や「舞鶴市乳幼児教育ビジョン*」に基づき、乳幼児教育の推進拠点となる「舞鶴市乳幼児教育センター*」を中心に、専門職である保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者の育成と質の向上に向けた多様な取り組みや情報発信等を行うとともに、安定的な保育の運営、地域子ども・子育て支援事業の提供を実施していくため、保育士幼稚園教諭、保育教諭等の確保に努めます。

加えて「子育て交流施設あそびあむ」においては、「五感*を使った豊かなあそび」を通して、子どもの心と体、社会性や情緒面の成長・発達の促進に取り組みます。

～主な取り組みの方向～

□乳幼児教育の質の向上

舞鶴市乳幼児教育センター*を拠点として、0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実に向け、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者や小・中学校教員向けの公私・園校種の枠を越えた質の向上研修や保幼小中連携活動等の充実を図り、保育者・教員の育成に取り組みます。

□保育人材の確保

新たな保育人材を確保するため、新卒者の就業や潜在保育士の復職、さらに離職防止等に向けた取り組み等の実施・強化を図ります。

□乳幼児教育の質の向上につながる環境づくり

市全体の乳幼児教育の良好な環境づくりを促進するため、私立の保育所や幼稚園、認定こども園に対して保育環境の整備の促進や運営支援に取り組みます。

□家庭、地域への“乳幼児教育”の周知・啓発

「舞鶴市乳幼児教育ビジョン*」のわかりやすいパンフレット等を発行したり、講演会、講座等を通じて情報発信を行うなど、その周知・啓発に取り組みます。また、保育所・幼稚園・認定こども園等の乳幼児教育の中で、子ども達が遊びを通じて育ち、学ぶ姿をわかりやすく発信していきます。

□豊かなあそびを通じた親子の育ちの推進

子育て交流施設あそびあむでは、親子が共にあそびを体験することを通して、子どもたちの健やかな育ちを支える豊かな環境づくりに努めます。

(4) 生きる力*を育む教育の推進

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの教育の振興に関する施策を総合的に推進していくため、その目標や施策の根本となる方針を定めた「舞鶴市教育振興大綱*」が平成27(2015)年8月に策定(平成31(2019)年3月策定)されました。

この大綱では、「ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって将来を切り拓く子ども」を育てたい子ども像とし、「0歳～15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念として教育施策の推進を図ることとされており、本計画と連携を図りながら、それぞれの子ども・子育て支援施策を推進していきます。

～主な取り組みの方向～

□個性を伸ばし夢をかなえる学校教育の充実

一人ひとりが夢を育み、夢を実現しようとする高い志を持ち、自ら将来を切り開いていこうとする、自立するたくましい子どもを育てるための教育の充実を図ります。

そのため、一人ひとりの特性や能力を伸ばす個に応じた教育や特別支援教育の推進を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して自ら考え、判断し、表現する力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うなど、生涯にわたり学習する基盤となる資質・能力を養うことを通して確かな学力の育成を図ります。

また、「保幼小中の連携」や「小中一貫教育」の実施など、切れ目のない教育を推進するとともに、高等学校等との連携によるキャリア教育を推進します。

□心身ともに健全な子どもの育成

生涯にわたりたくましく生きるために必要となる健やかな体をつくる教育、幼いころからの様々な人との関わりの中で、相手を思いやり、親や周りの人に感謝する豊かな心をはぐくむ教育を推進するとともに、子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりを推進します。

□子どもを育てる教育環境の充実

子どもの能力や個性を伸ばすとともに、健全な成長を支えるため、教育的愛情、使命感と情熱、豊かな感性を持ち、人間的魅力あふれる指導者の育成を図るとともに、教育に携わる者の研修等の充実により資質能力の向上を図ります。

また、情報活用能力の育成をはじめ、教育の情報化を推進するための基盤となるICT*環境の整備促進や、教育施設の安全・安心を確保するための計画的な長寿命化対策など、教育の環境の充実を図ります。

□ふるさと学習の推進

引き揚げをはじめとする本市の特色ある歴史、文化や豊かな自然、主要な産業等について、本市独自の副読本や校外学習、職場見学や職場体験等の体験活動を通じて学ぶ機会の充実を図ります。

(5) 発達段階に応じた支援

おおむね1歳に達するまでの乳児期は、周囲の大人との関わりにより、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感が醸成され、身体面でも著しく発達する重要な時期です。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、行動範囲が拡大し、特定の大人への安心感を基盤として自発性を持ち、徐々に広がる人間関係を通じて社会性を身に付ける時期です。

おおむね3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われるとともに、自我や主体性が芽生える重要な時期です。

さらに、小学校就学後の学童期前半には、友達や遊び、学習を通して、様々な知識や体験を得たり、集団で上手にすごしていく方法を身につけます。また学童期後半には、相手の立場に立ったものの見方ができるようになり、家族や大人の価値観よりも仲間意識が強くなっていきます。小学校就学以降はこのように自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身も著しく成長していきます。

こうした、子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性をふまえ、それぞれの子どもにとって適切で質の高い環境を確保し、全ての子どもが健やかに成長できるよう、教育、福祉、医療等様々な関係機関が連携し、サポートしていきます。

～主な取り組みの方向～

□子どもの発達に対する正しい理解の促進

保育所、幼稚園、認定こども園の保育者や発達支援員、放課後児童クラブの支援員等に対する研修などを通じて、子どもの発達への理解の推進と支援方法のスキルアップを図ります。

□健診後のフォロー

言葉や行動面において発達課題のある子どもについて、電話や訪問による相談支援や発達相談の実施、子どもが小集団での遊びを経験したり親が子どもへの関わり方を学び親子遊びができる教室を開催し、就園につなげるよう取り組みます。

□多職種による巡回、連携支援体制の強化

市内の教育・福祉・医療等の関係機関の専門スタッフが、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等を巡回し、支援の必要な子どもへの適切な関わり方等について助言するとともに、関係機関と連携して切れ目のない支援の充実を図ります。

(6) 多様な子育てニーズに応える支援の充実

在宅で子どもを育てている親においては、日常生活上の突発的な事情や社会参加、病気、育児疲れなどの防止、解消を目的として、一時的に子どもを預ける場の需要が高まっています。

また、子育てをしながら働く親においては、置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方ができる「働き方改革」が進められる中で、これまで以上に親自らがどのように子育てをしたいのか、働きたいのか、暮らしたいのか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となってきています。

このようなことから、子ども・子育て家庭の子育て力を生かしつつ、教育・保育・福祉・医療等の事業者や地域等と連携・協働し、多様な子育てニーズに応えることができるよう、保育・教育の場の確保と質の向上に取り組みます。

またさらに、地域社会の機能の脆弱化や家庭の教育機能が弱まっていると言われている中で、家庭でも学校でもない第3の生活の場である放課後児童クラブを、子どもが安全に過ごせる場としての役割のみならず、身近な地域社会とのつながりの場、様々な体験を行う場として、充実させていくことが重要です。

そのため、引き続き「放課後児童クラブ」の受け入れ枠の確保、質の向上、環境の改善等に努めるとともに、地域の方々の参画を得て学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子供教室^{*}」についても研究する中で、児童にとってよりよい活動場所の検討、確保に取り組めます。

～主な取り組みの方向～

□地域支え合い「共生」の推進

多世代・他機関が連携した「地域共生型」の一時預かりについて検討します。ICT^{*}や民間事業者や地域・ファミリーサポートセンターなど市民の力をフルに活用した子育て環境の実現のため研究していきます。

また、高校生や定年退職後の地域デビュー、中高年の社会参加など子育ての担い手養成にも取り組めます。

□学齢期の放課後支援

利用ニーズが増加傾向にある放課後児童クラブについて、地域性を踏まえながら、放課後児童クラブを利用する子ども達が適切な支援環境のもとで過ごすことができるよう、放課後児童支援員の専門性向上の取り組みや、計画的な施設環境の充実・維持修繕などを進めます。

〔施策3〕 配慮が必要な子どもと家族等への支援

虐待や非行の早期発見と適切な対応に努めるとともに、医療的ケア児*や障害のある子ども、貧困対策など、子どもとその家庭を見守る支援体制の充実を図ります。

（１） 医療的ケア児や障害のある子どもへの支援

医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にある一方、医療的ケア児を支援できる環境が整備されているところが未だ多くない状況にあります。

家族にとっては、24時間、常に医療的ケア児と一緒に過ごすことになり、主たる介護・看護者の「1日の平均睡眠時間」が、医療行為を必要とする子どもを持つ家庭では、およそ9割の家族が6時間未満、かつ睡眠も断続的であると言われてしています。

また、医療的ケア児にとっては、在宅生活により、友人・生活の中で出会う大人たちと交流することが少なく、社会との繋がりが制限されてしまう状況にあり、年齢に応じた成長や発達支援も困難となっています。

このため、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上、発達支援を目的とした取り組みを推進します。

出生数の減少に比し、身体、知的、発達障害等特別な配慮が必要な子どもの増加、障害が重度化・多様化している状況があります。

医療、保健、福祉、教育等の連携による一人ひとりの障害の状態や特性に応じた、切れ目のない支援、専門的な療育訓練と相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、障害による区別なく共に暮らす社会を目指して、障害への理解、啓発の取り組みを推進します。

～主な取り組みの方向～

□医療的ケア児のサポート体制の充実

医療、福祉、教育、保育等の関係機関連携による包括的な支援体制のもと、医療的ケア児やその家族の状況、社会資源を踏まえ、本市の地域性に応じた適切なサポート体制を整えます。

□障害福祉サービス等の提供支援

医療的ケア児の将来を見据え、計画相談支援に基づく障害福祉サービスの利用を支援するとともに、ニーズに応じた様々な事象に対応するため、新たなサービスの制度設計も含め、日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

□相談支援体制の充実

医療的ケア児*等の支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーター*の設置・充実や、市内相談支援事業所の相談、助言に関する支援、市組織体制のあり方も含め、きめ細やかな相談支援の充実を図ります。

□災害発生時等への対応

停電時の電源確保や人工呼吸器、吸引器といった医療機器への対策をはじめ、災害時に適切な対応ができるよう「災害時対応ノート」の作成、自治会や自主防災組織、民生児童委員等と連携した「災害時要援護者名簿・マップ」の整備、避難生活での安心・安全の確保、医療機関や関係機関との連携など、「自助」「共助」「公助」に基づく総合的な防災準備・防災対策を推進します。

(2) 虐待対応、DV*被害に対する支援

児童虐待については、全国的に相談対応件数が増加の一途をたどっており、尊い命が失われるといった重篤な事件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

児童虐待の未然防止には、子育て不安の軽減や解消に向けた支援が重要であり、孤立しがちな子育て家庭を地域社会全体で温かく見守り支える仕組みや、妊娠期からの関係機関の専門的な関わりの中で、養育上の課題やリスクを発見した場合は、速やかに連携して支援を行う体制が必要です。

また、早期発見・早期対応には、市民や子どもに関わる様々な機関・団体等の児童虐待の正しい理解と対処方法についての知識を深めることが大切であり、そのための周知啓発に努めるとともに、児童虐待が発生した場合は、児童相談所をはじめとする児童福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関・団体等で構成する地域ネットワークにより、情報共有と連携を図りながら必要な支援を行い、虐待の解消に努めます。

近年、児童虐待のなかで、子どもの前で夫婦間の暴力が行われることで子どもが心に傷を負う「心理的虐待」の件数が大きく増加傾向にあります。配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待については、DV対応を行う機関との情報共有と連携強化を図り、DV被害家庭の安定した生活に向けた相談対応や支援を行います。

～主な取り組みの方向～

□児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

児童虐待に関する正しい理解を深めるための啓発に努めます。また関係機関で構成する地域ネットワークの円滑で適切な運営に努め、要保護児童等の把握と適切な保護及び支援を実施します。

□特定妊婦*

関係機関による妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化を図り、児童虐待の発生リスクを的確に把握し、必要な支援を迅速かつ適切に実施します。

□DV*の家庭支援

DV被害家庭に子どもがいる場合には、児童虐待が同時に行われている事が多いことから、配偶者暴力支援センター等との情報共有と連携強化を図り、被害者の安全確保及び安定した生活に向けた相談・支援を行います。

(3) ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長するためには、ひとり親家庭が直面する生活課題への対応、親が安定した仕事につき生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。

個々の家庭の状況やニーズを踏まえながら、経済的な支援をはじめ、子育てや生活面の支援、就業の支援、養育費確保など、ひとり親家庭の生活基盤の安定に向けた総合的な自立支援に努めます。

～主な取り組みの方向～

□経済的な支援

ひとり親家庭の児童等の健やかな成長を図るため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉金貸付等の更なる周知を図ることにより適切な給付及び貸付を行うほか、自立に向け、就労に有利な資格を取得するための費用を助成し、ひとり親の就労やキャリアアップに努めます。

また、18歳未満の児童とその父母などの医療費に係る一部負担額の助成や母子家庭奨学金の支給支援を行います。

□相談支援の充実

母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談に応じ助言や情報提供を行うとともに、生活支援相談センター等による相談体制を充実します。

(4) 子どもの貧困問題に対する施策の推進

国においては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができることを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」が平成26(2014)年1月に施行され、それを受けて京都府では平成27(2015)年4月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を整備されています。

本市では、これまでから、経済的に困難な家庭の親や子どもを支援するための各種支援を実施しているところであり、関係機関等との連携により、引き続き貧困対策関連の各種支援事業を総合的に推進します。

～主な取り組みの方向～

□教育の支援

経済的に困難な状況にある世帯等の子どもを対象に基礎学力の定着を図り、目標を持って進学や就職等に向き合えるよう、学習支援事業*を通じて、学習習慣、学習への意欲向上に係る取り組みを実施します。

□生活の安定支援

経済的に困難な状況にある世帯では、親のみならず子どもの生活習慣や人間関係などに影響が出る可能性があることが指摘されているため、成長段階の早い時期からの生活習慣の確立に向けた施策を実施します。

□保護者の就労支援

安心して生活できるようにするため、保護者の就労に向けた各種支援を実施します。

□経済的支援

生活保護世帯やひとり親家庭等の経済的に困難な状況にある家庭に対し、各種支援や助成を実施します。

[施策4] 身近な地域での子育て支援・青少年の成長支援の推進

子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担っており、引き続き、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努めます。

(1) 地域の子育て支援ネットワークの充実

少子化や身近な地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域のつながりが重要です。

保育所・幼稚園・学校等の教育、医療機関とともに、地域住民のネットワークによる舞鶴子ども育成支援協会*、地域子育て支援協議会*、自治会、民生児童委員等の関係機関が連携・協働し、「子育て・子育て・親育ち」を社会全体で支える仕組みを整えます。

～主な取り組みの方向～

□地域における身近な交流の場の確保

地域の中で乳幼児を持つ親同士が交流したり、子ども同士が遊べたりする場と機会の創出、子育て家庭が孤立せず、地域全体で子育てを見守る環境づくりなど、地域や関係機関と連携して支援していきます。

□市内各種団体の活動支援

舞鶴子ども育成支援協会、地域子育て支援協議会、NPO法人等の各種団体が実施する子ども・子育てに関する取り組みを支援します。

(2) 安全で安心な地域づくりの推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、補導活動など身近な地域での見守り活動による支援をはじめ、警察、保育所・幼稚園、学校、PTA等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防犯対策等を推進します。

また、SNS、インターネットをきっかけに子どもが事件に巻き込まれるケースが相次いでいることから、サイトの安全な使い方とオンライン上での行動について、ネットリテラシー*を高めるための情報提供、啓発活動の推進に努めます。

近年、通学中の子どもが交通事故に巻き込まれ命を落とす事案が発生しています。自転車通行帯、歩道等の道路環境の整備等といったハード面とともに、警察や交通ボランティア等との連携により、交通事故防止対策を進めます。

妊産婦から子育て家庭まで安心して出かけられる環境を整えるため、バリアフリーの整備や授乳スペースの充実などの生活環境において、ユニバーサルデザイン*の視点に基づく、まちづくりを推進します。

～主な取り組みの方向～

□啓発活動の推進

インターネットや SNS 等の普及により、容易に多様な情報を得ることができるようになったことから、全国では子どもたちが知らない間に被害者・加害者になるような事案も発生しているため、警察、地域、学校、行政、関係機関が連携して、子どもを犯罪被害等から守るための啓発活動を実施します。

□市内各種団体の活動支援

通学路における事故や犯罪等を未然に防止するために、地域、学校、警察、保護者等が協力して取り組んでいる自主防犯ボランティア団体の活動など、地域における各種団体の活動を支援します。

(3) 青少年*の成長支援の推進

青少年は、限りない能力と様々な可能性を有しており、多くの人たちと出会い、経験する中で、やりたいことをやり切ったあとに得られる「達成感」や、自分にはかけがえのない存在であると感じる「自己肯定感*」等を育てていくことができます。

近年、身近な地域の大人からは、「中学生や高校生と接することが少なくなった」「外で子どもたちを見る機会が少なくなった」などという声があがっており、大人と青少年をつなぐ施策の構築が課題となっていることから、家族や学校、身近な地域などが連携をして、子ども・青少年の成長支援を推進していきます。

～主な取り組みの方向～

□青少年の成長支援

親や教師以外の大人と接したり交流する機会が減少しているといわれていることから、市内の高校や高等教育機関等と連携を図りながら、「舞鶴で働く魅力的で輝く大人」と「進路や働き方を模索する青少年」が語り合い交流する場の創出に努め、「舞鶴に残って自分の力で舞鶴を良くしていこう」という人材の増加を目指します。

□青少年健全育成支援

次代を担う子どもたちが非行や犯罪に走ることなく、心身ともに成長できるよう、学校や地域、警察、舞鶴市少年補導委員連絡協議会等と連携して見守り活動を続けます。

(4) ワーク・ライフ・バランス*の普及・啓発

国の「働き方改革」の宣言により、今まで以上に、生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果・好循環と定義されるワーク・ライフ・バランスが注目を集めるようになっていきます。

ワーク・ライフ・バランスが保たれるよう、仕事と子育ての両立を支える子育て支援サービスを拡充するとともに、情報提供や啓発活動等により、企業における意識改革を進め、働きやすい職場づくりの促進と、男性の家事・子育てへの参加に向けた男女共同参画の意識醸成を図ります。

～主な取り組みの方向～

□ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

市民一人ひとりが、子育てや地域活動など仕事以外の生活を充実させるとともに、やりがいや充実感を覚えることができるよう、仕事と生活が両立できる環境整備に向け、市民や事業所に対して、セミナーの実施やリーフレットの作成・配布等により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

□性別に捉われない子育て等に関する意識の普及・啓発

男女が共に子育てをし、仕事と家庭の両立が可能となるよう、男性の育児休業取得率の向上への取り組みやもうすぐパパママ教室の実施など、男性が家事や育児に参加しやすい環境作りに取り組み、子育て等に関する意識の向上を図ります。

□仕事と育児の両立を図る働き方の選択肢を拡げる取り組みの啓発

子どもと関わりを持ちながら、ライフステージに応じた働き方ができるよう、事業所での子連れ出勤に係る啓発や、コワーキングスペース*での就労など、様々な働き方についての研究、啓発に努めます。



第5章 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について

1 確保等に関する目的

令和2（2020）年度から5ヵ年における、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、子育て中の保護者を対象に実施した子ども・子育て支援に関する現在の利用状況と今後の潜在的な利用希望等のニーズ調査の結果をもとに、国の示す算定方法により「必要な事業量の見込み」を算出するとともに、その需要量に対する事業の提供体制とその実施時期を明示した「確保方策（供給方法）」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた適切な提供体制の充実を目指します。

（参考）記載事項（構成）

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定
- ② 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定
- ③ 教育・保育提供区域ごとの各年度の
 - 教育・保育施設、地域型保育事業所*に関する必要利用定員総数、提供体制の確保の内容（供給方法）とその実施時期
 - 地域子ども・子育て支援事業の必要な事業量（需要量）の見込み、提供体制の確保の内容（供給方法）とその実施時期

《地域子ども・子育て支援事業》

- 1) 地域子育て支援拠点*事業
- 2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育含む）
- 3) ファミリー・サポート・センター事業
- 4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5) 病児・病後児保育事業
- 6) 延長保育事業
- 7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 8) 妊婦健康診査
- 9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 10) 利用者支援事業
- 11) 養育支援訪問事業 など

- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2 内容

(1) 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法*により、市が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域で、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、市町村が定めることとされています。

このため、この「提供区域」は、子ども・子育て支援に関する給付やサービスを提供する際の基本単位となり、区域ごとに「需要量の見込み」と「その提供体制の確保策」を定め、保育の給付やサービス提供を進めることとなります。

本市では、市全域を一つの区域として設定し、ニーズの変化に適切に対応した給付やサービスを提供します。

(2) 就労時間の下限設定

子ども・子育て支援新制度において、保育給付等の対象かどうかを判断する際に必要な「保護者の就労の下限時間」については、当該時間を 64 時間とします。

(3) 子育て支援事業

①教育・保育事業

1) 現状・課題

近年、人口が減少傾向にあるものの核家族化や保護者の共働きの増加、就労形態の多様化等により、保育所の利用児童数は横ばい傾向となっています。幼稚園の利用児童数は、減少傾向となっていますが、共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりから預かり保育の利用者数が増加しています。

本市では、平成 31 (2019) 年 4 月に、公立幼稚園 1 園と公立保育所 1 園が統合し認定こども園として開設、私立保育所 5 園 6 施設が認定こども園へ移行しました。

表 1：教育施設（幼稚園）の施設数及び利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用人数：人/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	13	13	13	13	13
公立	1	1	1	1	1
私立	12	12	12	12	12
利用者数	1,343	1,315	1,280	1,236	1,212
公立	41	43	54	61	51
私立	1,302	1,272	1,226	1,175	1,161

(各年度 5 月 1 日現在、幼稚園・保育所課資料)

表 2：保育施設（保育所）の施設数及び利用者数の推移

（単位：施設数：ヶ所、利用人数：人／年）

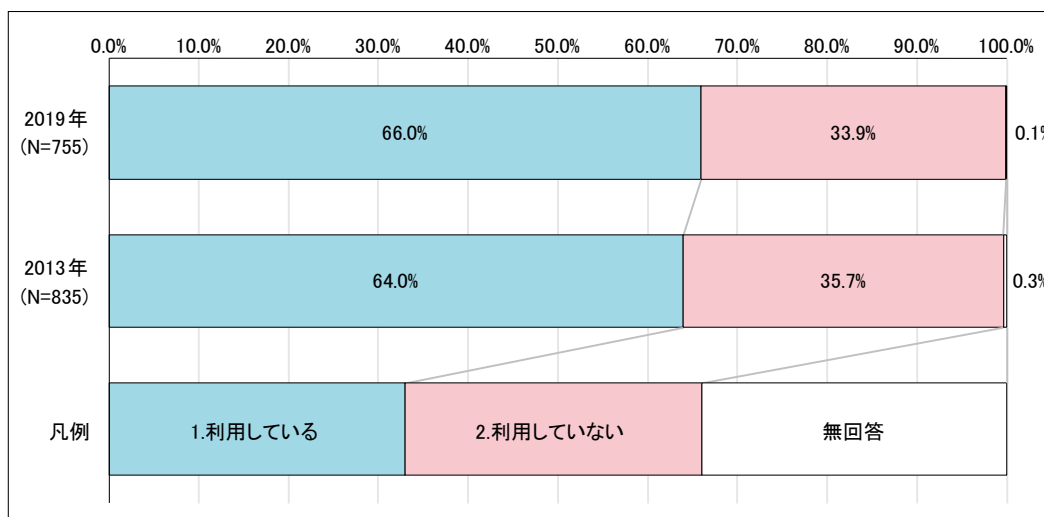
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	18	16	16	16	16
公立	5	3	3	3	3
私立	13	13	13	13	13
利用者数	1,611	1,599	1,590	1,621	1,600
公立	324	303	317	323	328
間	1,287	1,296	1,273	1,298	1,272

（各年度 10 月 1 日現在、幼稚園・保育所課資料）

2) 幼稚園・保育所の利用状況等

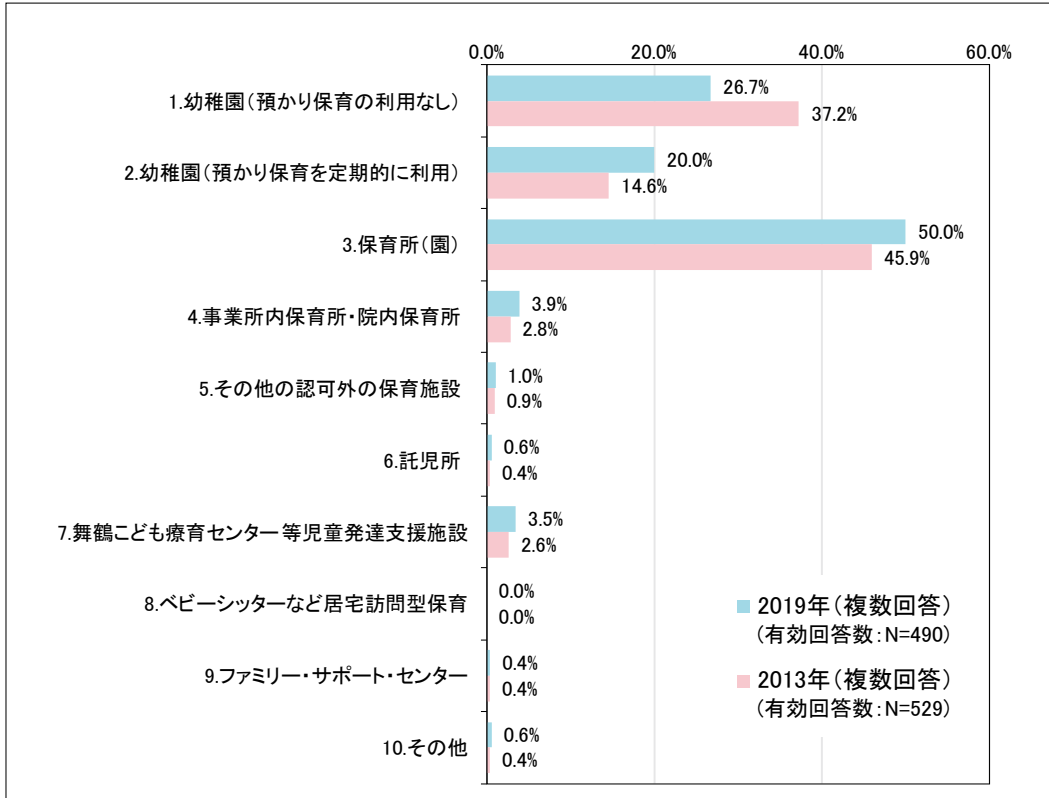
「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における幼稚園・保育所の利用状況及び利用希望については、次のとおりです。

図 1：保育所・幼稚園の利用状況



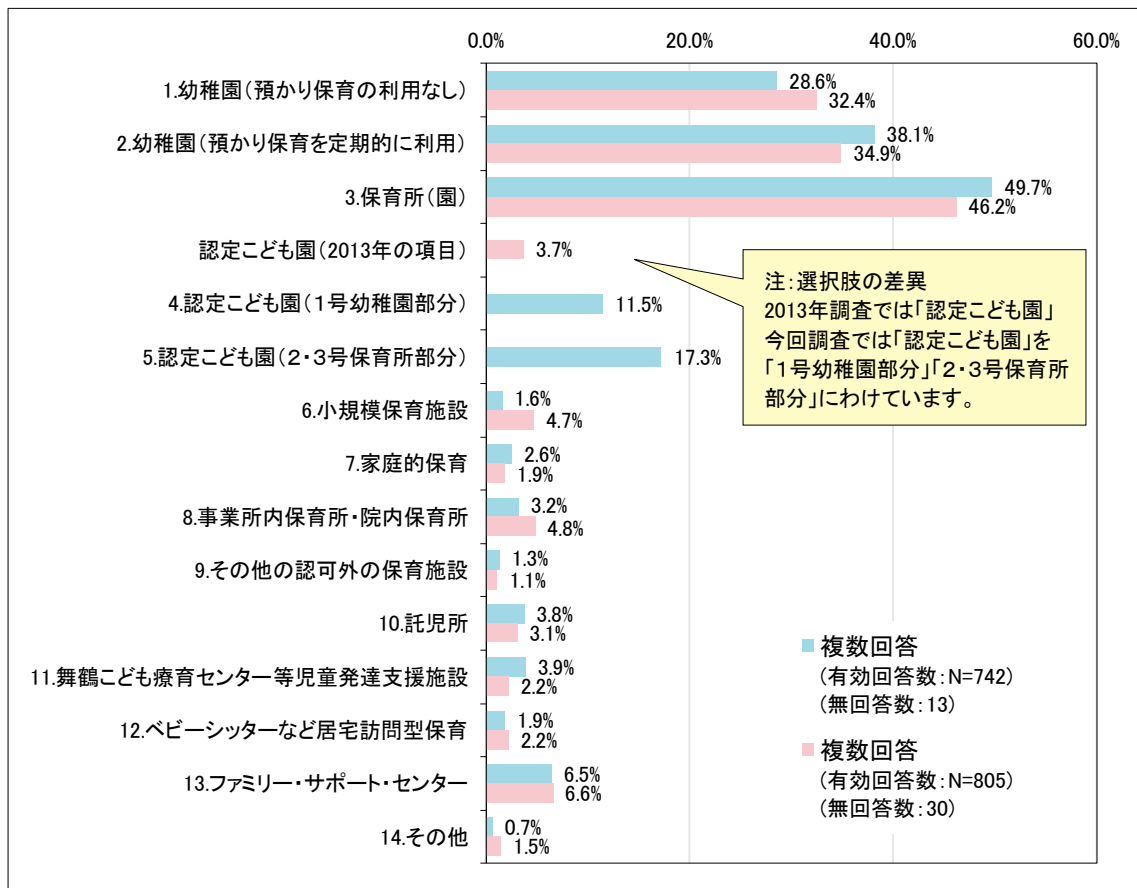
「利用している」が66.0%、「利用していない」が33.9%となっており、教育・保育施設等の利用者は増加傾向となっています。

図2：平日の教育・保育施設等の利用状況（教育・保育施設利用と回答の方のみ）



「保育所（園）」が50.0%（前回：45.9%）と最も多く、次に、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が26.7%（前回：37.2%）、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が20.0%（H25前回：14.6%）などとなっており、保育所とともに幼稚園においても保育ニーズが増加傾向となっています。

図3：定期的に利用したいと考える施設や事業（複数回答）



「保育所(園)」が49.7% (前回: 46.2%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」が38.1% (前回: 34.9%)、「幼稚園(預かり保育なし)」が28.6% (前回: 32.4%)、認定こども園(2・3号保育所部分) 17.3% (前回: 3.7%) などとなっております。預かり保育を含めた幼稚園の利用希望者の割合は66.7% (前回: 67.3%) となっております。

3) 認定区分

新制度では、教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合に、年齢と保育の必要性の有無に応じて、表3のとおり、1～3号の3つの区分の認定を受けることが必要になります。

表3：認定区分の設定

認定区分	対象年齢	保育の必要性の有無	主な利用施設			
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	○	○		
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	満3歳未満			○	○	○

4) 各年度における乳幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、 提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期

教育・保育の利用状況及び「教育・保育施設等に係る市民ニーズ調査」による利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

教育・保育の利用状況および市民ニーズ調査による利用希望を踏まえた利用児童数を見込んだところ、1号認定については、定員が量の見込みを上回っており、利用希望者全員を受け入れられる量が確保できています。

なお、2号認定で教育希望（幼稚園利用意向）の強い保護者の子どもは1号認定に含め、幼稚園及び認定こども園で必要な定員の確保を図ります。

2号認定（教育希望を除く）については、令和3（2021）年度までは量の見込みに対して供給量がやや不足していますが、認可定員の120%までの受入れが可能であることから、既存の保育所・認定こども園を利用することで、提供体制の確保を図ります。

3号認定については、1・2歳児の供給量が充足しているのに対して、0歳児の供給量は不足していることから、保育所・認定こども園の利用定員の見直し等により提供体制の確保を図ります。

令和2（2020）年度には、私立保育所及び私立幼稚園から6園が認定こども園に移行する予定であり、保護者の就労等の家庭状況に関わらず、同一園で一貫した質の高い教育・保育を提供していきます。

表 4：乳幼児期の教育・保育施設等の量の見込み及びその確保策・時期

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		5-3歳			2-1歳	0歳	5-3歳			2-1歳	0歳
		1号	2号		3号	1号	2号		3号		
教育希望が強い	左記以外		教育希望が強い	左記以外							
①量の見込み		862	414	875	439	261	842	405	856	429	255
					700					684	
②確保の内容	特定・教育・保育施設	214		837	514	170	214		837	514	170
					684					684	
	確認を受けない幼稚園	1,999					1,999				
	地域型保育事業										
過不足 (②-①)		937	-38		75	-91	966		-19	85	-85
					-16					0	

令和4年度				令和5年度				令和6年度						
5-3歳			2-1歳	0歳	5-3歳			2-1歳	0歳	5-3歳			2-1歳	0歳
1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号			
	教育希望が強い	左記以外			教育希望が強い	左記以外			教育希望が強い	左記以外				
823	396	836	420	250	803	387	817	410	244	784	377	797	400	238
			670					654					638	
214		837	514	170	214		837	514	170	214		837	514	170
			684					684					684	
1,999					1,999					1,999				
994		1	94	-80	1,023		20	104	-74	1,052		40	114	-68
			14					30					46	

令和2(2020)年度から私立保育所5園及び私立幼稚園1園が認定こども園に移行予定のため、定員が変更となる。保育認定2・3号について、施設規模的には保育所定員×120%までの受入れが可能。

②地域子ども・子育て支援事業

本市の乳幼児期の教育・保育の提供区域として設定した「市全域」における各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次に掲げるとおりです。

1) 地域子育て支援拠点*事業

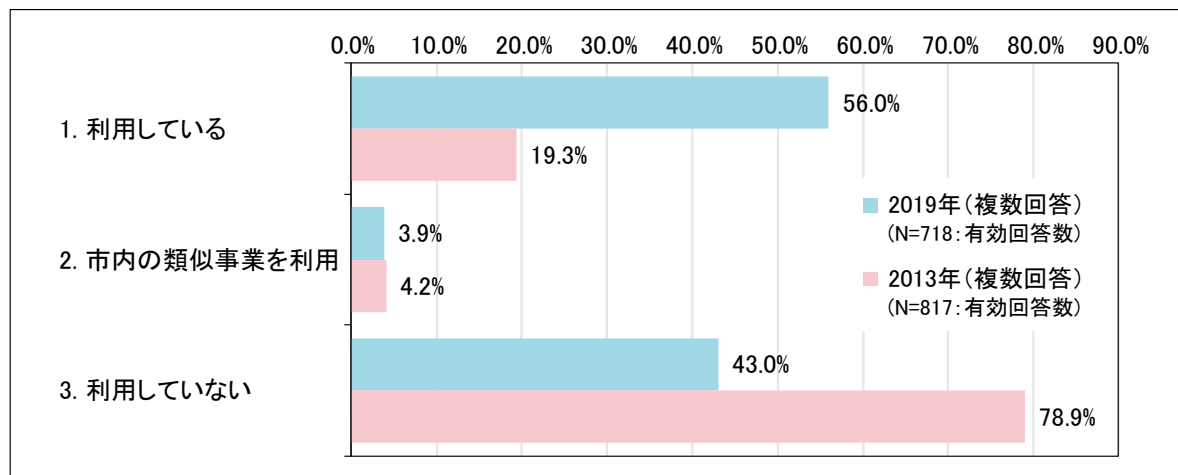
I 事業内容

乳幼児を持つ子育て中の保護者同士の交流や親と子どもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業

II 地域子育て支援拠点の利用状況等

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における地域子育て支援拠点（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況については、次のとおりです。

図4：地域子育て支援拠点の利用状況（複数回答）



「地域子育て支援拠点」を利用していると回答された方が、平成25(2013)年に実施した前回調査19.3%から56.0%に増加しています。

III 現状・課題

「地域子育て支援センター」については、平成16(2004)年度～17(2005)年度にかけて東・中・西舞鶴の各地区に3ヶ所開設し、「親と子のひろば」は、平成21(2009)年度に東・西舞鶴の各地区に計2ヶ所開設しています。

平成27(2015)年度には「遊び」を通して子育て支援に資する「子育て交流施設あそびあむ」を開設し、地域子育て支援センター、親と子のひろばと合わせて計6ヶ所となっています。

各拠点の利用者数は増加傾向にあり、子育て中の親子の身近な居場所となり、親同士の交流、育児相談、情報提供など安心できる子育てに繋がる取り組みを行っており、孤立予防にも寄与しています。

一方で、近くに親族や知人・友人がなく、在宅で育児し、子育てに悩み、不安を抱え潜在的に孤立化している子育て家庭が、より気軽に各拠点施設に足を運ぶことができるようなわかりやすい情報提供の方法が課題となっています。

表 5： 施設数と利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用者数：人/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	5	6	6	6	6
利用者数	32,057	82,594	97,491	98,762	96,905

(各年度末現在、子ども支援課資料)

IV 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としており、現在の提供体制で確保できます。

表 6： 地域子育て支援拠点*事業の量の見込み及びその確保策・時期

(単位：人回/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,921 (6ヶ所)	5,789 (6ヶ所)	5,659 (6ヶ所)	5,529 (6ヶ所)	5,400 (6ヶ所)
②確保の内容	5,921 (6ヶ所)	5,789 (6ヶ所)	5,659 (6ヶ所)	5,529 (6ヶ所)	5,400 (6ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

2) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

I 事業内容

ア. 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園（1号認定）の在園児を対象に、通常の教育時間以外の日及び時間において預かり保育を実施する事業

イ. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者が、病気やけが、冠婚葬祭などで、一時的に育児が困難になった時や育児ストレスを軽減したい時に、保育所や認定こども園などで在園児以外の子どもを預かる事業

ウ. ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業・病児・緊急対応強化事業を除く）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する「おねがい会員」と当該援助を行うことを希望する「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行い、保育所への送迎や終了後の預かりを行う事業

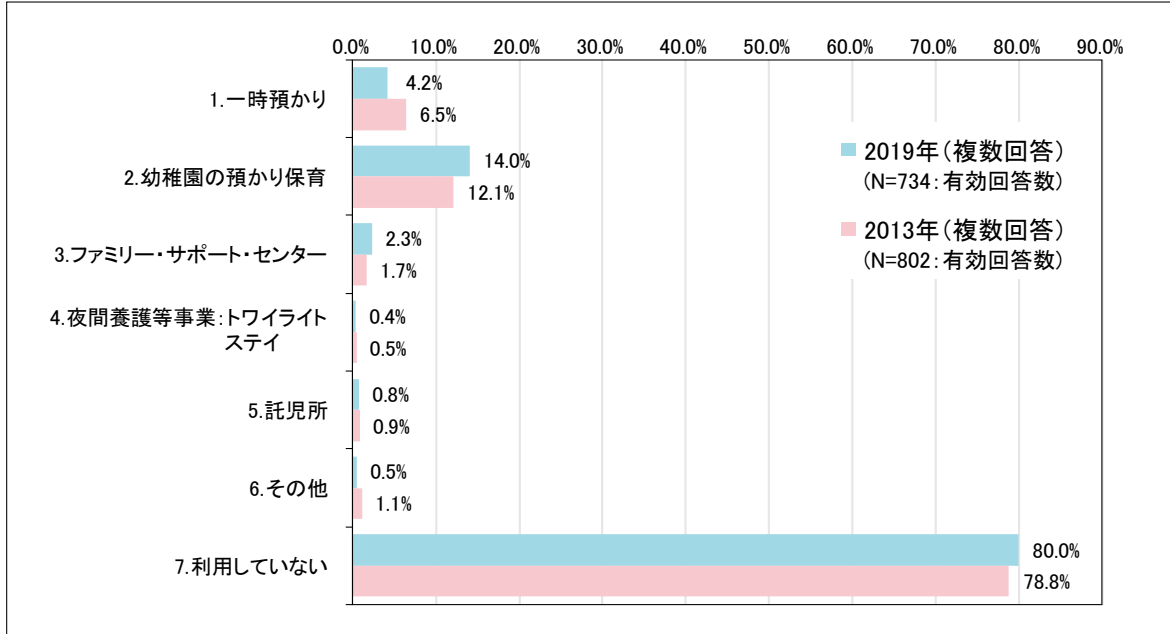
エ. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事などによって帰宅が常に夜間になる場合に、子どもを児童養護施設において預かり必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）

Ⅱ 一時預かり事業、子育て短期支援事業等の利用状況

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における一時預かり事業、子育て短期支援事業等の利用状況については、次のとおりです。

図5：保護者の用事や就労などで不定期に利用している事業（複数回答）



保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)や就労等で不定期に利用している事業について、「利用していない」が80.0%(H25前回:78.8%)と最も多く、次に、「幼稚園の預かり保育」が14.0%(H25前回:12.1%)、「一時預かり」が4.2%(H25前回:6.5%)などとなっています。

Ⅲ 現状・課題

ア. 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業については、平成31(2019)年4月現在、幼稚園12園および認定こども園6園で実施しています。

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果による保護者の就労率の上昇や近年の利用実績を踏まえると、今後も同事業の利用は同様に見込まれるため、保護者ニーズに応じた提供体制の確保が主な課題です。

表7：一時預かり事業（幼稚園型）の実施園数及び利用者数の推移

(単位：ヶ所、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	13	13	13	13	13
延べ利用者数	51,243	54,471	56,893	61,947	65,522

(各年度末現在、幼稚園・保育所課資料)

イ. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

一時預かり事業については、平成31(2019)年4月現在、保育所9園および認定こども園6園のほかファミリーサポートセンターにおいて実施しています。

保育所・認定こども園における近年の利用実績は年々減少していますが、その

主な要因は、施設側の受け入れのための人員体制等が整わず、保護者ニーズに応じた提供体制が確保できないことなどであり、その確保が大きな課題となっています。

表 8：一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施保育所数及び延べ利用者数の推移

（単位：ヶ所、人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	17	15	15	13	13
延べ利用者数	3,380	2,276	1,833	1,076	721

（各年度末現在、幼稚園・保育所課資料）

ウ. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

母子健康手帳交付等の機会を利用したチラシや会報誌の配布等により、広く市民に周知しており、会員登録者数や活動は定着してきています。

課題としては、まかせて会員の高齢化等による人数確保や障害を持つ支援が必要な子どもの預かり対応等があります。

表 9：会員数及び活動件数の推移

（単位：人、件）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数	834	879	906	901	869
おねがい会員	559	591	606	589	553
まかせて会員	216	229	242	258	263
両方会員	59	59	58	54	53
活動実績	1,468	1,261	1,288	1,332	1,449

（各年度末現在、子ども支援課資料）

エ. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、保護者の就業形態が多様化する中、子育て短期支援事業（ショートステイ）と同様に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

表 10：施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

（単位：ヶ所、人、日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	2	2	2	2	2
利用者数	506	446	298	251	182
延べ利用日数	3,085	2,650	2,046	1,687	766

（各年度末現在、子ども支援課資料）

IV 提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア. 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果や利用実績を基に算出した数値（一時預かり事業（幼稚園型））を量の見込みとしています。

【確保方策】

一時預かり事業（幼稚園型）については、既存施設において提供体制の確保に努めます。

幼稚園型以外（保育所等）については、保育所等における提供体制を確保するため保育士等の人材確保に努めるとともに、ファミリーサポートセンター等との連携の強化により提供体制の確保に努めます。

表 11：一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	一時預かり（幼稚園型） （幼稚園、こども園1号）	73,277	70,991	69,384	67,705	66,097
	一時預かり（幼稚園型以外） （保育所、こども園、児童養護施設、 ファミリーサポートセンター）	10,328	10,097	9,870	9,643	9,416
②確保の内容	一時預かり（幼稚園型） （幼稚園、こども園1号）注1	73,277	70,991	69,384	67,705	66,097
	一時預かり（幼稚園型以外） （保育所、こども園、児童養護施設、 ファミリーサポートセンター）注2	10,328	10,097	9,870	9,643	9,416
③確保の必要量 ②-①		0	0	0	0	0

注1：令和2（2020）年度から幼稚園11園と認定こども園12園で実施予定

注2：令和2（2020）年度から保育所4園と認定こども園11園、ファミリーサポートセンター等で実施予定

イ. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における量の見込み算出用データのサンプル数が少ないため、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までの活動実績に基づき、就学児の活動延び率を算定し、今後5年間の見込みを算出したもので、現在の提供体制で確保できます。

表 12：子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／週）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22 (1ヶ所)	25 (1ヶ所)	28 (1ヶ所)	31 (1ヶ所)	34 (1ヶ所)
②確保の内容	22 (1ヶ所)	25 (1ヶ所)	28 (1ヶ所)	31 (1ヶ所)	34 (1ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

I 事業内容

保護者の出産・疾病・看護等の理由により家庭の子どもの養育が一時的に困難となる場合、児童養護施設等で預かりが必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）

II 現状・課題

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、一時的・緊急的な事由により、特に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

主な課題としては、急な利用の申し出に対しては、実施施設において宿泊を伴う預かりの体制が整わない場合があることや乳児（0歳～1歳）の預かりが困難な場合があること等です。

表 13：子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

（単位：ヶ所、人、日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	2	2	2	2	2
利用者数	30	38	21	39	56
延べ利用日数	87	110	67	166	240

（各年度末現在、子ども支援課資料）

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における量の見込み算出用データのサンプル数が少ないため、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までの活動実績に基づき、就学児の活動延び率を算定し、今後5年間の見込みを算出したもので、現在の提供体制で確保できます。

表 14：子育て短期支援事業（ショートステイ）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	67 (2ヶ所)	73 (2ヶ所)	80 (2ヶ所)	87 (2ヶ所)	96 (2ヶ所)
② 確保の内容	67 (2ヶ所)	73 (2ヶ所)	80 (2ヶ所)	87 (2ヶ所)	96 (2ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

4) 病児・病後児保育事業

I 事業内容

子どもが風邪をひいたり熱を出した時、仕事や急な用事で保護者が保育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等の専門スタッフが子どもを預かる事業

II 現状・課題

平成31（2019）年4月現在、市内東地域の1施設で病児保育を実施しており、平成26（2014）年度以降では年間延べ600人を超える利用があります。

課題としては、予約が集中する場合に、一時的に利用ニーズに応えられない状況が生じることです。

表 15：病児保育事業の実施施設数及び延べ利用者数

（単位：ヶ所、人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	1	1	1	1	1
延べ利用者数	814	908	763	768	654

（各年度末現在、幼稚園・保育所課資料）

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

病児・病後児保育事業は、主に近くに親族や知人がいない子育て家庭からのニーズがあります。また、一時的・緊急的な利用であり、あれば利用したい意向が高いものですが、ここ数年の利用傾向は定員（1日定員6人×240日）で対応できており、引き続き、現在の提供体制の確保に努めます。

また、病後児保育については、引き続き利用者のニーズ等を踏まえながら検討していきます。

表 16：病児保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)
② 確保の内容	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

(各年度末現在、幼稚園・保育所課資料)

5) 延長保育事業

I 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間帯において、保育を実施する事業

II 現状・課題

平成31(2019)年4月現在、保育所8園、認定こども園6園で実施しており、平成30(2018)年度は696人となっております。

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果による保護者の就労形態の多様化や近年の利用実績を踏まえると、今後も同事業の利用は同様に見込まれるため、保護者ニーズに応じた提供体制の安定的な確保が課題です。

表 17：実施園数及び利用者数の推移

(単位：ヶ所、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園	13	14	14	14	14
公立	2	3	3	3	3
私立	11	11	11	11	11
利用者数	555	602	600	591	696
公立	125	153	155	162	174
私立	430	449	445	429	522

(各年度末 現在、幼稚園・保育所課資料)

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果及び近年の利用実績を踏まえて見込み量を算出していますが、現在の提供体制で確保できます。

表 18：延長保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	700 (15ヶ所)	680 (15ヶ所)	660 (15ヶ所)	640 (15ヶ所)	620 (15ヶ所)
② 確保の内容	700 (15ヶ所)	680 (15ヶ所)	660 (15ヶ所)	640 (15ヶ所)	620 (15ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

令和2(2020)年度から保育所3園と認定こども園12園で実施予定

6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

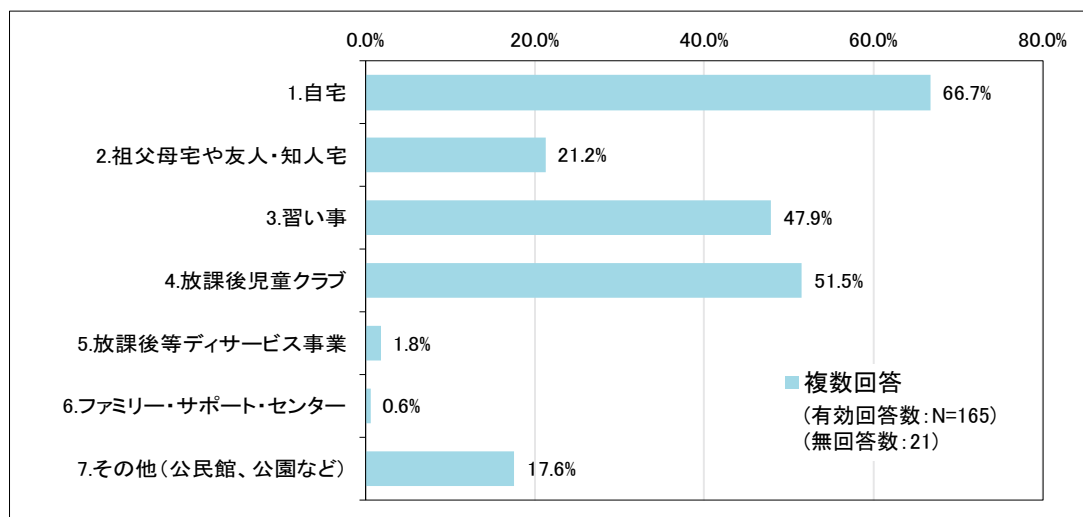
I 事業内容

平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に学校の余裕教室等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を安全に預かり、児童の居場所確保と健全育成、保護者の家庭と仕事の両立支援を図る事業

II 放課後児童クラブの利用状況

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用希望及び利用状況は、次のとおりです。

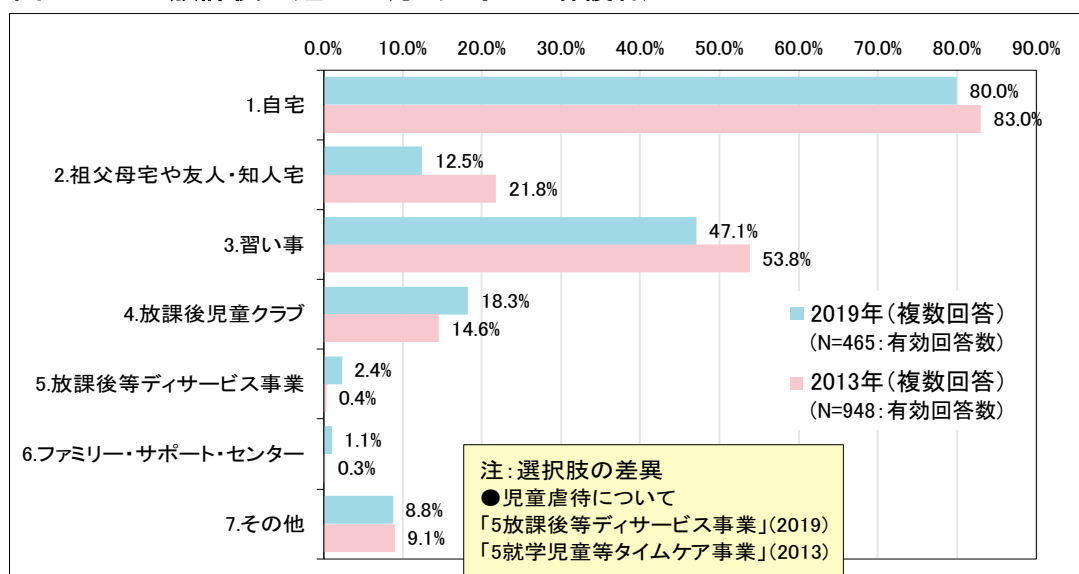
図6-1：小学校就学後の放課後の過ごし方の希望(就学前児童の保護者)



就学前児童の保護者の方に、小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、51.5%の方が「放課後児童クラブ」と回答されています。

なお、前回と調査方法が異なるため、平成25(2013)年調査結果は未掲載。

図 6 - 2 : 放課後の過ごし方 (小学生の保護者)



お子さんについて、放課後をどのような場所で過ごしているか尋ねたところ、「放課後児童クラブ」と回答された方は、18.3%となっています。

Ⅲ 現状・課題

利用者数は年々増加しており、そのニーズに対応するためクラブ数を増設するとともに、放課後児童支援員等を確保し、平成 30 (2018) 年度には、市内の全 18 小学校区において開設を完了しています。

また、一時的に利用者ニーズが急増する夏休み期間に対応した児童クラブの臨時開設も引き続き実施しています。

主な課題としては、今後要配慮児童を含む利用ニーズの増加に伴う開設場所の確保や放課後児童支援員等の育成など、必要に応じた対応を実施していくこと等が挙げられます。

表 19 : 放課後児童クラブ数及び利用者数の推移

(単位: ヶ所、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
クラブ数	26	26	27	28	29
地域	24	24	25	25	26
法人	2	2	2	3	3
利用者数	673	732	769	781	801
地域	574	627	641	669	698
法人	99	105	128	112	103

(各年度5月1日現在、子ども支援課資料)

Ⅳ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

平成 24 (2012) 年度から平成 31 (2019) 年 3 月までの利用者実績をもとにして、本市における平成 31 (2019) 4 月・令和 2 (2020) 年度の学校在籍児童数 (見込み) に入学時や進級時のクラブ利用率を乗じて推計した数値を「量の見込み」としています。また、提供体制については、クラブを増設した現在の提供体制で確保できます。

表 20 : 放課後児童クラブの提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位 : 人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	901 (29ヶ所)	916 (29ヶ所)	956 (29ヶ所)	941 (29ヶ所)	967 (29ヶ所)
② 確保の内容	901 (29ヶ所)	916 (29ヶ所)	956 (29ヶ所)	941 (29ヶ所)	967 (29ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

7) 妊婦健康診査

I 事業内容

妊婦の健康管理の向上を図るため、医療機関で実施する妊婦健康診査の受診に係る費用を助成する事業

II 現状・課題

妊婦健康診査の受診が必要な妊婦はほぼ受診できている現状ですが、予定日より早い出産や入院などで妊婦健康診査の受診が不要になることがあるため、平成30(2018)年度における受診券の使用率は77.3%(里帰り先での受診数は含まず)となっています。

平成31(2019)年4月からは、産婦健康診査の費用助成も開始となり、リスクの高い妊産婦の情報がより早期に医療機関と連携できるようになり、今後はこの連携および早期支援体制を充実していきます。

表 21 : 妊婦健康診査の受診数等の推移

(単位 : 人数、枚数、人数、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健康診査 受診券交付人数	771	744	734	630	636
受診券の交付枚数	21,472	20,588	20,386	17,536	17,716
延べ受診人数	14,930	15,587	15,359	14,165	13,696
交付後の使用率(%)	69.5	75.7	75.3	80.8	77.3

(各年度末、健康づくり課)

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を基に算出した児童数将来推計値から、転出入の異動者等を見込んだ数値を見込み量としています。現在の提供体制で確保できます。

表 22：妊婦健康診査の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	615	610	605	595	585
② 確保の内容	615	610	605	595	585
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

I 事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てや子どもに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては関係機関との連携により、適切な支援に結び付けるなど、安心して地域で子育てができるように支援する事業

II 現状・課題

平成24（2012）年7月から、子育て家庭の身近な地域に居住する民生児童委員や主任児童委員が地域と家庭をつなぐことも目的として訪問しています。

訪問を受けた家庭からも喜びの声が聞かれ、子育て支援情報の提供により地域子育て支援拠点*の利用が増えるなどの成果がみられています。

表 23：乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位：件、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	665	712	604	575	550
訪問率	92.9	95.8	95.8	88.9	94.8

(各年度末現在、子ども支援課資料)

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を基に算出した児童数の将来推計値を見込み量として、100%の訪問に努めます。

表 24：乳児家庭全戸訪問事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	622	608	594	581	567
② 確保の内容	622	608	594	581	567
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

9) 利用者支援事業

I 事業内容

子どもや保護者の身近な場所に、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業についての情報提供や必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、「利用者支援専門員」を配置し支援する事業

II 現状

平成27（2015）年度からは子育て支援基幹センターが基本型、平成28（2016）年度からは保健センターが母子保健型を実施し、一体となって「子育て世代包括支援センター」機能を担っています。

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在の取り組みを更に充実することにより、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、利用相談及び各種情報提供等を継続していきます。

表 25：利用者支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

【基本型・特定型】

(単位：ヶ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

【母子保健型】

(単位：ヶ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

10) 養育支援訪問事業

I 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

II 現状・課題

保健センター・子育て支援基幹センター・子ども総合相談センターの3センターが一つのチームとなり、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を実施する「子どもなんでも相談窓口」の保健師、助産師、保育士等の専門職が、乳幼児健診や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した支援が必要な家庭について情報共

有と連携を図り、居宅を訪問して養育に関する必要な助言や指導、支援等を行っています。

表 26：養育支援訪問事業の実施状況

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度
施設数	1	1
訪問数	46	41

(各年度末現在、子ども支援課資料)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「子どもなんでも相談窓口」における情報共有と連携をさらに深め、支援が必要な家庭を的確に把握するとともに、その家庭のニーズに応じた適切な養育支援に努めていきます。

表 27：養育支援訪問事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保の内容	45	45	45	45	45
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

I 事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

II 現状

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）については、児童虐待を未然に防止し、虐待を受けている子どもの早期発見と適切な保護を図るために、児童福祉・医療・保健・教育等、子どもの健全育成に関係する機関がお互いに情報を共有し、連携して対応するための組織として「舞鶴市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、各事案に対して関係機関が連携して、定期的な進行管理や具体的支援を行っています。

Ⅲ 方向性

今後については、年々増加傾向にある児童虐待事案に対しても迅速かつ適切な支援が行えるよう、関係機関間の更なる情報共有と専門性・連携強化に努めます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

I 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、副食材料費等を助成する事業

II 現状

令和元（2019）年度より幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得世帯等に対して、1号認定の低所得世帯と同等の負担軽減となるよう、実費徴収された給食費（副食材料費）に対して助成を行っています。

III 方向性

今後も低所得世帯や多子世帯への負担軽減を図るための適切な支援に努めます。

13) 子ども・子育て支援新制度への参入促進等の事業

I 事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築を支援することで適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業。

II 方向性

既存の特定教育・保育施設において、必要な利用者定員総数を確保できていることから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いため、今後、既存施設における定員確保の状況や運営状況等をみながら検討することとします。私立認定こども園の受入れ体制の促進については、既存の支援内容等も踏まえて検討していきます。

(4) 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い乳幼児期の教育・保育の一体的な提供に関する事項

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳から就学前児童の一貫した教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を提供する施設です。

また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす

役割も担います。

こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て関連3法に則り、保育所又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。

② 教育・保育の質の向上と保育所・幼稚園・認定こども園の保育者育成等に関する事項

保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の質の向上には、専門職である保育者の育成が重要となります。新任保育者、ミドルリーダー、リーダー等の保育者のキャリアに応じた研修を充実させ、公私・園種を越えて市内の保育者同士が同僚性を育み、学び合い、高め合える取り組みを推進します。

③ 保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育と小学校の教育への円滑な接続に関する事項

0歳から15歳までを切れ目なくつなぐ「舞鶴市保幼小中接続カリキュラム～まいつるカリキュラム015～」を活用し、5歳児と1年生の連携活動と保育者・教員の研修の充実を図り、子どもの成長・発達に合わせた滑らかな接続に取り組めます。

④ 特別なニーズや支援の必要な子どもの教育・保育に関する事項

市内の療育・医療・学校等の専門機関のスタッフが保育所・幼稚園・認定こども園を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況などを把握するとともに、個々に応じた環境整備や適切な支援方法についての助言を行います。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の発達支援員への助成と保育者・発達支援員への研修を継続的に実施し、スキルアップを図ります。

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項

親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。



第6章 計画の推進に向けて

計画については、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項や実施施策の状況を審議する機関として、教育・保育・子育て支援事業関係者や公募の市民等で構成する「舞鶴市子ども・若者支援会議」及び関係機関等と連携しながら策定を進めてきました。

計画の推進にあたっては、行政機関、市民、事業者、各関係団体といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解し、パートナーシップを基礎とした連携・協働により実施するとともに、行政機関が市民のセーフティネットとしての役割を果たしながら、計画の実現を目指します。

1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（点検）、A c t i o n（改善）のP D C A サイクルにしたがって実施します。

P l a n（計画）

▶舞鶴市子ども・若者支援会議における委員からの意見等を踏まえ計画を策定



D O（実行）

▶行政機関、市民、事業者、各関係団体等と連携・協働して子ども・子育て支援事業に取り組みます。



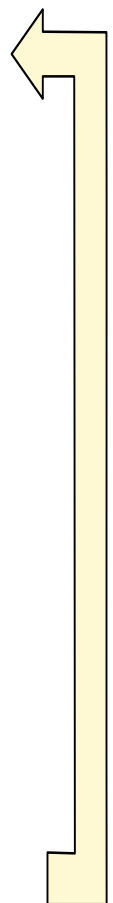
C h e c k（点検）

▶舞鶴市子ども・若者支援会議において、子ども・子育て支援に関する施策の進行管理を行い、達成状況を点検・評価します。



A c t i o n（改善）

▶計画期間の中間年度に、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
▶関連する計画との調整や舞鶴市子ども・若者支援会議等の意見を踏まえて、現状把握、課題の抽出等を行い、今後の方向性や展開について検討します。



2 行政の推進体制

子どもの教育、保育や子育て支援に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、市の各担当課が役割に沿った施策を実施するとともに、子どもや子育て支援に関連する施策の連携を図るため、健康・子ども部を中心とした、「計画推進ワーキングチーム」を設置し、計画の進捗状況の確認や課題の整理と改善案等の検討を行います。

また、「舞鶴市子ども・若者支援会議」において、計画の進捗状況の管理とその評価を行います。この会議での審議結果は公表し、市民・事業者などに対して計画の進行状況を周知します。

3 地域における推進体制

自治会をはじめとして、市内の子ども等にかかわる各種団体等で構成する「舞鶴子ども育成支援協会」や小学校区の各地域で組織されている「地域子育て支援協議会」などの地域で活動する団体は、地域における子どもや子育て家庭等の現状把握や行政機関が実施する子育て支援情報の発信等においては、効果的な組織となります。

地域における子育て支援の更なる推進を図るため、このような地域活動団体、地域ボランティアグループやNPO法人等市民団体との連携を一層強化し、市民との協働による事業の推進体制を構築し、安全・安心な、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域づくりを推進します。



(資料編)参考資料

1 第1期計画の評価

本市における平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間の計画では、核家族化による家庭での子育て力の低下、女性の社会進出に伴う子どもを小さい時から幼稚園・保育所等に預けたい家庭の増加とそれに伴う子どもと接する時間の減少、職場での子育てへの理解等、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、安心して産み育てられる環境が必ずしも整っていない状況にありました。

このため、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの豊かな育ちにつながる支援、子どもにとって一番身近な家庭での子育て力の向上への支援、子どもの育ちや子育てに対する地域での支援など、市民、関係機関、関係団体の皆さんとともに、子ども自身の育ちに重点を置いた施策を実施してきたところです。

第1期計画に基づき、この5年間で本市が取り組んできた取り組みについての評価は次のとおりです。

(1) 施策1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

子どもの豊かな育ちを支える環境づくりとして、0歳から15歳まで、子どもの発達段階に応じた豊かな成長を支える取り組みを進めてきました。

【主な取り組み内容】

<保育の質の向上>

- 0歳から就学前の乳幼児期における、育ってほしい子どもの姿と乳幼児期に大切にしたいこと等、目指すべき方向性を示した「舞鶴市乳幼児教育ビジョン*」を策定
- 平成31(2019)年4月に市全体の乳幼児教育の推進拠点となる「乳幼児教育センター*」を開設
- 公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園が一体となり、子どもを主体とした保育の公開や研修、小・中学校との保幼小中連携研修、保幼小中接続カリキュラムの策定等、市全体の乳幼児教育の質向上に向けた取り組みを実施
- 平成31(2019)年4月に、公立幼稚園1園と公立保育所1園を機能集約し、幼保連携型認定こども園*を開設したほか、私立保育所5園が幼保連携型認定こども園に移行し、0歳から就学前までの一貫した質の高い乳幼児教育を提供
- 令和元(2019)年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の保育料の無償化及び低所得世帯等に対する給食費(副食材料費)の補足給付事業を実施

<保育人材確保>

- 質の高い乳幼児教育を提供するために必要となる保育人材の確保の取り組みとして、京都府等と連携した就職説明会や保育所等の見学ツアーなどを実施
- 就業促進や離職防止の取り組みとして、私立保育所および認定こども園の保育士等に対する市独自の賃金加算や居住費の一部助成事業等を実施

<子育て交流施設>

- 平成 27（2015）年 4 月に、子どもと多世代の大人が一緒になってあそびを体験することができる子育て交流施設「あそびあむ」を開設

<教育環境等の整備>

- 全ての子どもの学力のさらなる充実・向上と学校生活への適応に向け、義務教育 9 年間で連続した期間と捉え、児童生徒の発達の段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導を実施

【計画の評価と今後の方向性】

平成 28（2016）年 3 月に策定した「舞鶴市乳幼児教育ビジョン*」は、保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく、家庭や地域も含めた子どもに関わるすべての人が、みんなで舞鶴の子ども達の主体性や自己肯定感*を育むことを示しており、平成 31（2019）年 3 月に改定を行いました。

また、乳幼児教育の推進拠点となる「乳幼児教育センター*」の開設により、公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園が一体となって市全体の乳幼児教育の質の向上を図り、さらに専門職として質の高い保育者の育成を目指した取り組みを進めてきました。

乳幼児教育ビジョンをもとに公私・園校種を越えて乳幼児教育の質の向上研修に取り組む中で、園や保育者の意識に変化が見られ、各園の特徴を活かしながら、保育の中に「子どもの主体性」や「自己を肯定するところ」を育むための環境や遊び、体験等を取り入れるようになりました。

また、保護者からは、「保育者中心のさせる保育から、子どもを中心に置き考えさせる保育に変わってきた」、「子ども自らが体験し、五感*で感じたり、考えたり、協力したりする力がついてきた」、といった声が聞かれています。

さらに市内の全園校に連携協力園・校を設定し、5 歳児と 1 年生が生活科を中心として連携活動を実施する中で、子ども達には学校に対する不安が減り、期待を持って入学に向かい、入学後も安心して過ごす様子が見られ、保育者、教員も研修等を通じての交流や、互いの保育・教育に理解を深めることにつながっています。

子どもは豊かな自然や環境の中で、遊びを通じて育ち、学んでいきます。子育て交流施設「あそびあむ」では、心も体も動かし、好奇心、主体性、社会性、創造力、コミュニケーション力等を育む環境を提供してきました。今後も子どもの豊かな育ちと家庭のあそび力向上のため、ハード・ソフト両面における工夫や充実が必要となります。

(2)施策2 家庭における子育て力を高める取り組みの推進

家庭における子育て力を高める取り組みとして、子育てに対する学びの場や交流の場の提供等に努めてきました。

【主な取り組み内容】

- 地域子育て支援拠点において、親同士が交流できる場や気軽に学べる各種講座を開催し、子育てについて学ぶ機会を創出
- 子育て交流施設「あそびあむ」において、乳児プログラムや多世代交流プログラムを行い、あそびを通して学べる場を提供
- 学生が、乳幼児や子育て中の親と触れ合うことで、早いうちから子育て力を養う親性準備のため、「高校生と乳幼児親子とのふれあい交流事業」を実施
- 子ども総合相談センター、保健センター、子育て支援基幹センターの3センターが1つのチームとなった「子どもなんでも相談窓口」を開設し、児童虐待をはじめとする子どもに関わる多くの相談に対応

【計画の評価と今後の方向性】

地域子育て支援拠点では、身近な場所で親が気軽に交流したり、学んだりできる環境づくりに努め、前向きな子育てができるよう応援してきました。

子育て支援基幹センターでは、子育て講演会などを開催し、学べる機会を提供したほか、利用しにくい保護者に対しては、保健センターや地域の民生児童委員と連携し、1歳未満児対象の「あかちゃんひろば」などへの誘いなど、利用促進に取り組みました。

また、子育ては、子どもの育ちを親が援助すること、また子育てを通じて親自身も人として成長・成熟していくことなど、親と子が相互に育つプロセスだと言われています。

しかし近年の核家族化の進行、地域との関わりの希薄化により、子育てに対する孤立感、疲労感、不安感等が増大し、児童虐待に発展するケースも多くある中で、これまで子育て支援施策として展開してきた様々な取り組みを再整理するとともに、地域子育て支援拠点機能の強化に加え、子育て家庭へのアウトリーチ*による支援策の展開や、学生と乳幼児親子とのふれあい交流事業など、次世代へのアプローチも重要と考えます。

(3)施策3 安心して産み育てられる環境づくりの推進

安心して産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から出産、子育て期までの、母子の心身の健康の保持・増進、子どもの健康管理、経済的負担の軽減などに取り組みました。

【主な取り組み内容】

- 母子健康手帳交付窓口を保健センターに一本化し、保健師等が全ての妊婦と面接して相談に応じるとともに、助産師相談、育児準備教室等の実施、出産後は産婦健診、産後ケア事業*、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援を実施
- 母子の心身の健康を保持・増進させるため、3か月・10か月・1歳6か月・3歳児健康診査の充実、幼児むし歯予防教室、離乳食・幼児食教室などを実施
- 健康に育つための取り組みとして、妊産婦に関わる健康診査費や子育て支援医療費の助成などを実施
- 子どもの救急電話相談（#8000）の普及・啓発、お医者さんマップの配布、「かかりつけ医」を持つことの大切さの啓発等、安心して生活するための情報を提供

【計画の評価と今後の方向性】

妊娠、出産、育児に不安や心配がある妊産婦は年々増加傾向にあり、特に出産後間もない時期は心身の状態が不安定になりやすいため、妊娠早期からの支援体制の強化に努めました。

また、母子健康手帳交付時からの早期支援が可能になったことや産婦健診でこころの健康チェックを行い、新生児訪問や産後ケア事業などで継続した個別支援が可能になったことは、育児不安の軽減や産後うつ予防、新生児虐待未然防止につながり、妊娠中から子育て期までの切れ目のない支援体制が構築できたと考えます。

さらに、乳幼児の心身の健やかな成長、発達に対する支援について、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域など子どもに関係する機関が連携を図り、連続性、一貫性ある支援のさらなる強化に努めていきます。

(4)施策4 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

配慮が必要な子どもとその家庭を支援するため、成長や発達に課題のある子どもへの支援や家庭での児童虐待の防止と解決に向けた体制づくり、ひとり親家庭に対する生活相談や経済的支援等に取り組みました。

【主な取り組み内容】

- 健診後のフォローとして、ことばの発達や行動面に課題のある子どもの相談や、就園につなげるための教室を開催
- 舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園、舞鶴支援学校トータルサポートセンター、舞鶴こども療育センター、市教育委員会等に在籍する専門スタッフで構成する「個別支援検討会議」のメンバーが、保育所、幼稚園、認定こども園を巡回し、支援が必要な子どもへの適切なかかわり方等について検討・助言する「にじいろ個別支援システム」を実施
- 子どもの障害福祉サービスとして、障害児相談支援（計画・相談）、児童短期入所（ショートステイ）などニーズに合った支援を提供
- 児童虐待の防止と解決のため、児童相談所や警察、教育、医療、福祉等の19の関係機関により「要保護児童対策地域協議会」を構成
- ひとり親家庭の自立に向け、就労に有利な資格を取得するための費用の助成、医療費補助、手当の支給等の経済的支援、日常の生活相談などを実施

【計画の評価と今後の方向性】

成長や発達に課題のある子どもへの支援については、保健、保育、教育、医療などの関係機関が連携し、また、本市独自のサポートの仕組みにより、早期発見、早期支援、一貫した支援による取り組みを進めるとともに、拠点となる乳幼児教育センター*の開設も踏まえ、市内の支援体制が充実し、健診後のフォローや保育・教育の中での技術的支援、療育などにより、多くの子ども達が早期の段階から様々な支援を受けることができる体制づくりができました。

このように進めてきた取り組みを継続しながら、さらに成長や発達に課題のある子どもへの支援施策を発展させ、今後は人工呼吸器装着児等、医療的にサポートが必要な重度の障害ある子どもとその家族への支援の仕組みを整えることが重要と考えます。

そのため、医療機関とも連携を図りながら、医療的ケアの必要な子どもやその家族の生活実態や課題を丁寧に情報収集し、相談支援を含む総合的な支援体制を構築していくことが課題となっています。

また、全国的に年々増加している児童虐待に関しては、本市においても極めて重視すべき課題であることから、子ども総合相談センターの機能を充実するとともに、児童相談所や保健センター、学校等関係機関等との情報共有及び連携強化がますます重要と考えます。

(5)施策5 地域における子どもの育ちの支援と安全に安心して子育てができるまちづくりの推進

地域全体で子育て支援ができるよう、サービスのあり方や人材づくり等を進めるとともに、安全・安心に子育てができるよう、その環境づくりに取り組んでまいりました。

【主な取り組み内容】

- 保護者が緊急時等に子どもを預けることができる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）のサービスの充実に努め、スムーズな支援を実施
- 子どもの預かり等の援助を受けたい親と援助を行ってくれる方のスムーズなマッチングを行い、利用者ニーズに対応（ファミリー・サポート・センター）
- 共働き家庭の増加とともに需要が高まってきている放課後児童クラブについて、平成30（2018）年6月には、市内の全小学校区でクラブの設置を達成
- 安全に安心して子育てができるまちづくりを推進するため、少年補導委員による街頭補導活動や有害環境浄化対策などを継続的に実施

【計画の評価と今後の方向性】

安心して子育てができるよう、子どもの預かりのサービスを基本としたニーズにあった子育て支援サービスの提供に努めてきました。

しかし、個々の取り組みの中では、放課後児童クラブについては児童の受け皿の充実に加えて、近年は質の向上が課題であり、また、一時保育については、利用希望に対して、保育所等に十分な受け入れ体制を整えて行くことが重要であることから、今後もきめ細かな、かつ丁寧なサービスを継続して提供するため、引き続き市や関係機関と連携を図りながら、取り組みを推進していきます。

また、地域の子育て支援施策は、これまでの取り組みの実績、成果から、子育てしやすい環境づくり、という方向性によって「与えられる」支援であったと言われていました。子育てをする主役は親であり、また他の血縁、地縁の存在も含め、改めて子育てを取り巻く身近な家族のエンパワーメント*を発揮することが重要なことから、親や地域が主体的に子育てに関われるよう、転換していくことが求められています。

現在取り組みが進められている高等教育機関や中学校における学生と乳幼児親子とのふれあい交流事業などの次世代育成や、子育ての地域共助の仕組みづくりなど、子育て力向上に向けた取り組みが重要と考えます。

2 舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

『第2期 夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン』の策定にあたり、子育て家庭の実情やニーズを把握し、今後の本市の子育て支援施策に繋げていくため。

(2) 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出

- 1) 就学前児童・・・2, 000人
- 2) 小学生・・・・・・1, 200人
- 計・・・・・・3, 200人

(3) 実施期間

平成31（2019）年3月1日～3月22日

(4) 回収状況

- 1) 就学前児童・・・756人/2, 000人 … 回収率 37.8%
- 2) 小学生・・・・・・471人/1, 200人 … 〃 39.3%
- 計・・・・・・1, 227人/3, 200人 … 〃 38.3%

(5) アンケート項目

- 1) 子どもの育ちをめぐる環境について
- 2) 保護者の就労状況について
- 3) 教育・保育の利用状況・利用希望等について
- 4) 地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望等について
- 5) 病気の際の対応について など

(6) アンケート結果から見える実情・傾向

平成25（2013）年に実施したアンケート調査と同じ内容のものについては、前回との比較を行っています。

- お子さんの見の回りの世話など、子育てを主にしている方は、前回調査時は「主に母親」が最も多くなっていましたが、今回の調査では「父母ともに」が最も多くなっています。
- 子育てをされていて日ごろ悩んでいること、不安に感じることについて、「しつけ(学習や生活リズム等)」、「将来の教育費」、「食事や栄養」、「成長・発達」などに対する悩み・不安が多くなっています。

- 遊び場で困ること・困ったことについて、「雨・雪等の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」というご意見が前回に比べ大幅に減少しています。（設問は就学前児童の保護者のみ）
- お子さんと外出する際に困ること・困ったことについては、「買い物中などに子どもを遊ばせる場所が少ない」、「子どもと一緒に食事がしにくい」などのご意見が多いですが、前回調査に比べて、いずれも割合は大幅に減少しています。（設問は就学前児童の保護者のみ）
- 保護者の就労状況については、前回調査に比べ、父母ともに、就労されている方が増加しており、特に母親の就労割合が上昇しています。
- 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）や就労などで、定期的に利用している事業があるかを聞いたところ、前回調査同様、8割の方は「利用していない」と回答され、利用している方については、「幼稚園の一時預かり」がわずかに上昇し、逆に「一時預かり」はわずかに減少しています。
- お子さんが病気になった時の対応については、「母親が仕事を休んだ」、「父親が仕事を休んだ」という割合が、前回調査よりも大幅に上昇しています。
- 育児休業の取得状況については、前回調査に比べ、「働いていなかった」という回答が減少し、「母親が取得した（取得中）」が増加しています。また、「父親が取得した（取得中）」という割合も上昇してきています。
- 望ましい子育て支援施策については、「仕事と家庭の両立支援」、「子育てにおける経済的負担の軽減」などに対する期待が多くなっています。
- 子育てに必要な施策などの情報収集方法については、「友人・知人」、「保育所、幼稚園、学校」といった直接コミュニケーションを取りながら情報を得る割合が減少し、「ツイッター・フェイスブックなどのSNS」や「市の広報・パンフレット」といった情報ツールを利用する割合が増加しています。

【自由記述によるご意見が多かった項目】

- 保育料の無償化について
- 幼稚園、保育所での一時預かりの利用について
- 病児保育施設について
- 地域子育て支援センター、子育て交流施設の利用について
- 子育てに関する相談方法や情報の取得方法について
- 公園や遊び場の整備について
- 放課後児童クラブの受入れについて
- 子育てに関する経済的支援（保育料、医療費等）について
- 道路整備、交通の利便性、防犯対策について
- 健診、医療体制について
- 障害児（者）施策について
- 就労（働く場）について など

3 計画策定の体制・経過

(1) 舞鶴市子ども・若者支援会議委員名簿

No.	氏 名		団 体 名 等
1	会 長	桑 原 教 修	社会福祉法人 舞鶴学園
2	副会長	関 口 博	舞鶴市民生児童委員連盟 理事
3	委 員	山 内 克 也	京都府中丹東保健所 福祉室長
4	〃	阿 波 伊 佐 実	舞鶴自治連・区長連協議会 副会長
5	〃	森 宏 昭	舞鶴市民間保育園連盟 理事
6	〃	畠 中 好 野	舞鶴市私立幼稚園協会
7	〃	山 本 明 弘	舞鶴市小学校長会 役員
8	〃	塩 見 登 志 彦	舞鶴市中学校長会 役員
9	〃	中 野 佳 代	聖ヨゼフ学園 日星高等学校 看護科長
10	〃	吉 岡 麻 美	舞鶴市P T A連絡協議会 副会長
11	〃	四 方 卓 磨	一般社団法人 舞鶴医師会
12	〃	新 宮 美 紀	公益社団法人京都府助産師会丹後支部
13	〃	田 中 順 一	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会 事務局長
14	〃	西 山 隆 成	舞鶴商工会議所 専務理事
15	〃	鈴 木 元	一般財団法人 舞鶴勤労者福祉協議会 専務理事
16	〃	池 内 紀 代 子	舞鶴子ども育成支援協会
17	〃	上 野 和 美	N P O法人まいづるネットワークの会 副理事長
18	〃	谷 口 英 子	N P O法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
19	〃	大 槻 賢 孝	市民公募

(役職名は委員就任当時、敬称略、順不同)

(2) 舞鶴市子ども・子育て会議 開催経過

回	開催日	協議内容
第1回	令和元(2019)年6月24日	▽舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告 ▽子育て支援体制検討会議からの報告 ▽子ども・子育て支援等各事業の実績について ▽次期計画策定のポイントについて
第2回	令和元(2019)年10月25日	▽子ども・子育て支援等各事業の達成状況等について ▽子ども・子育て支援施策・サービス体系(骨子案)について ▽保育所等の認定こども園への移行について ▽乳幼児教育・保育の無償化に係る対応状況について
第3回	令和元(2019)年12月23日	▽第2期「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン計画(素案) ▽地域子ども・子育て支援事業の事業量の需要推計 ▽今後のスケジュール
第4回	令和2(2020)年3月24日	▽パブリックコメントの結果について ▽その他 ※書面による決議

4 用語説明

あ 行

◇ICT (P27、P32、P34)

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと

◇愛着(の)形成 (P24、P28、P32)

子どもが、本人以外の人に対し持つ愛情の絆

◇アウトリーチ (P26、P69)

援助が必要な家庭に対し、関係機関や支援者が家庭を訪問し相談を行うこと

◇生きる力 (P31)

- ①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力
- ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力など知・徳・体のバランスのとれた力のこと

◇医療的ケア児 (P1、P23、P35、P36)

日常生活を営む上で、医療的なケアと医療機器を必要とする子ども

◇医療的ケア児等コーディネーター (P36)

医療的ケア児等に対する知識と経験を有し、包括的な支援を行う人

◇エンパワーメント (P20、P22、P23、P24、P72)

内在する力を発揮すること

か 行

◇核家族世帯 (P12、13)

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のこと

◇学習支援事業 (P38)

学年に応じた基礎学力を身に付けるとともに、学習習慣と生活習慣の定着を図り、持って進学や就職等につなげていく事業

◇コワーキングスペース (P41)

共同で仕事をする場所

◇子ども家庭総合支援拠点 (P29)

子どもと家庭のニーズを把握し、それに応じた適切なソーシャルワークを行う市町村における拠点

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律 (P1、P2、P37)

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律

◇子ども・子育て関連3法 (P64)

平成24年(2012)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を総称したもの

◇子ども・子育て支援法 (P1、P2、P4、P43)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律

◇合計特殊出生率 (P7)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計し、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数のこと

◇五感 (P30、P68)

目・耳・舌・鼻・皮膚を通して生じる五つの感覚（視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚）

さ 行

◇産後ケア事業 (P30、P70)

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、産科医療機関や助産院等で日帰りおよび宿泊による心身のケアや育児指導等を行い、健やかに育児できるよう支援する

◇食育 (P28、P29)

食に関する教育を指しますが、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育を含む

◇自己肯定感 (P1、P24、P30、P40、P68)

自分は大切な存在・かけがえのない存在と思える心の状態

◇次世代育成支援対策推進法 (P1、P2)

就労、結婚、出産、子育てを実現することが出来る環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少を克服することを目指し、総合的な施策の推進を図るために制定された法律

◇青少年 (P20、P22、P23、P39、P40)

本市における「青少年」の明確な定義はなく、この育成プランでは、18歳未満の男女を対象とします。

◇ソーシャルワーク (P26)

子どもの発達や家庭生活の悩みなどを聞いて、相談に応じること

た 行

◇第7次舞鶴市総合計画 (P3)

地方自治法に基づき、本市が目指すべきまちづくりの方向性を具体的に示し、戦略的な取組みを総合的に推進することを目的に策定した計画

◇地域子育て支援協議会 (P39、P66)

地域ぐるみの子育て支援を担うために、平成15年に各小学校区単位に組織された団体の名称

◇地域子育て支援拠点 (P24～P27、P42、P49、P50、P60、P69)

乳幼児を持つ子育て中の保護者同士の交流や親と子どもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行うところ。

◇地域型保育事業所 (P42)

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするもの。

- ・小規模保育所（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育所（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育所
- ・事業所内保育所（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

◇DV (P36、P37)

夫婦や恋人、親子など親密な関係にあるまたはあった家庭でおきる暴力のこと
(domestic violence の略)

◇特定妊婦 (P36)

出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

な 行

◇ネットリテラシー (P39)

情報ネットワークを正しく利用できる能力のこと

は 行

◇放課後子供教室 (P34)

学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う場

ま 行

◇舞鶴子ども育成支援協会 (P39、P66)

各小学校区において子育て支援活動を行う地域子育て支援協議会と市内の関係機関・団体が、市民総ぐるみで子育てしやすいまちづくりを進めることを目的に平成15年に設立された組織

◇舞鶴市教育振興大綱 (P1、P3、P30、P31)

教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえた、2030年以降の社会を展望していくための基本方針

◇舞鶴市健康増進計画 (P1、P3)

健康づくりのための施策をより効果的に展開することを目的に策定した計画

◇舞鶴市障害者計画・障害福祉計画（P1、P3）

障害者基本法及び障害者総合福祉法に基づき障害者福祉施策を総合的に推進することを目的に策定した計画

◇舞鶴市男女共同参画計画（P1、P3）

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に推進することを目的に策定した計画

◇舞鶴市地域福祉計画（P1、P3）

社会福祉法に基づき、地域における社会福祉の推進を図るために策定した計画

◇舞鶴市乳幼児教育センター（P30、P31、P67、P68、P71）

乳幼児教育の推進拠点

◇舞鶴市乳幼児教育ビジョン（P3、P30、P31、P67、P68）

乳幼児期の子どもの学び・育ちの特性を踏まえ、乳幼児期の終わりまでに育ててほしい子どもの姿、乳幼児期に大切にしたいことを、市民全体で共有し、子育ての基本である家庭はもとより、地域・幼稚園・保育所・認定こども園、学校、行政等それぞれの役割を認識したうえで、連携しながら取り組んでいくことを目的として策定したビジョン

◇舞鶴版 Society5.0 for SDGs（P27）

「便利な田舎ぐらし」など、2030年における本市のありたい姿を明確に示し、民間企業や教育機関等との多様な連携やA I（人工知能）、I C T等の先進技術の積極的な導入により、都市の持続可能な維持・向上に取り組む本市の提案

◇沐浴（P30）

生まれて間もない赤ちゃんは、抵抗力が弱いので生後1ヶ月頃までは、ベビーバスで身体を洗うこと

や 行

◇ユニバーサルデザイン（P39）

まちづくりや商品のデザイン等について、能力あるいは障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法

◇幼保連携型認定こども園（P67）

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ施設

わ 行

◇ワーク・ライフ・バランス（P40、P41）

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること

第2期
夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

発行：令和2（2020）年3月

舞鶴市健康・子ども部 子ども総合対策室 子ども支援課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

電話 0773-66-1008

FAX 0773-62-7957

E-mail : k-shien@city.maizuru.lg.jp